

令和元年度柴田町議会12月会議会議録(第4号)

出席議員(18名)

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原	光男	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	佐藤	芳	君
まちづくり政策課長	平間	雅博	君
財政課長	鈴木	俊昭	君
税務課長	水上	祐治	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	水戸	浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	齋藤 良美 君
危機管理監	平間 信弘 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑 山 慎太郎
主 幹	伊 藤 純 子
主 査	佐 山 亨

議 事 日 程 (第4号)

令和元年12月5日(木曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

(1) 森 裕 樹 議員

(2) 安 藤 義 憲 議員

(3) 有 賀 光 子 議員

第 3 議案第44号 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第 4 議案第45号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

- 第 5 議案第 46 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 6 議案第 47 号 柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 7 議案第 48 号 令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例
- 第 8 議案第 49 号 令和元年台風第 19 号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例
- 第 9 議案第 50 号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 51 号 しばたの郷土館条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第 52 号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第 53 号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第 54 号 令和元年度柴田町一般会計補正予算
- 第 14 議案第 55 号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 15 議案第 56 号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 16 議案第 57 号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 17 議案第 58 号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 18 議案第 59 号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 19 常任委員会の休会中の継続審査の件
令和元年度 9 月会議時総務常任委員会付託
陳情第 6 号 柴田町第 30 行政区の防災等に関する陳情書
- 第 20 陳情第 7 号 学校教材の計画的な整備促進についてのお願ひ（陳情）
陳情第 8 号 ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書採択の要請（陳情）
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、4番平間幸弘君、5番桜場政行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

1番森裕樹君、質問席において質問してください。

〔1番 森 裕樹君 登壇〕

○1番（森 裕樹君） おはようございます。

1番森裕樹です。

まずは、今回台風19号による災害によって被災された方々に、心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早くふだんの生活に戻れるようお祈り申し上げます。

では、質問のほうに入らせていただきます。

1、台風19号による屋外運動場への被害状況は。

このたびの台風19号は、10月12日から13日にかけて日本に上陸し、各地に記録的な強風と大雨をもたらしました。停電や断水、広い範囲で河川の氾濫や決壊が相次ぎ、各地で大規模な浸水などが起こりました。本町でも大きな被害を受け、さまざまな課題が山積みとなっていますが、住民の皆様が一日も早くふだんの生活に戻れるよう、復旧に向けた取り組みを進めている

ことと思います。

そういった中で、スポーツに打ち込んでいる子どもたちが利用する屋外運動場も被害を受け、現在も使用できない状態にあります。運動場の具体的な被害状況と今後の復旧予定について伺います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 森裕樹議員、屋外運動場の被害です。

屋外運動場については、柴田町総合運動場、並松運動場、柴田町生涯教育総合運動場の3カ所で被害はほとんどなく、軽微な破損などについてはすぐに職員で修繕を行い、現在、従来どおり使用可能となっております。

阿武隈川と白石川の合流地点にある阿武隈川運動場においては、今回、運動場を設置以来最大の水位で冠水し、大量の泥、土砂が流入、堆積したため、現在使用できない状況となっております。

野球場、多目的グラウンドあわせて3万6,000平方メートル余りの広さに平均10センチの厚さに土砂がたまり、また周囲の排水口にも土砂が流出している状況であります。堆積した土砂の量は3,600立方メートルになると推定されます。

現在、被害状況を詳細に把握し、土砂の撤去、整地に向けて工事費の見積もりを出し、国の社会教育施設災害復旧補助を申請する準備をしております。国に補助申請が認められた場合、復旧工事を実施したいと考えております。町内各地において、大きな被害を受けておりますので、早急に公共インフラの復旧や被災者の生活再建への支援を優先して進めなければなりません。体育施設についても、なるべく早期に復旧できるよう検討してまいります。

以上です。

運動場に土砂が「流出」と言いましたが「流入」の誤りでございました。訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 森裕樹君、再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） ありがとうございます。

連日、さまざまな角度から、この台風19号による被害対策等について同僚議員のほうからたくさん質問されております。被害に遭われました町民の皆さんの復旧・復興というのがもちろん最優先で取り組んでいかなければならないというふうに、私も思っております。そういった

状況の中ですけれども、子どもたちの運動、スポーツ活動をする場所の復旧、どうしても優先順位は下がるのは仕方がないというふうにも思っております。

一方で、スポーツ活動を一生懸命頑張っている子どもたちにも、できるだけ早く今までどおりの練習活動を再開させてあげたいなというふうな、保護者の方々などからもご意見が多数寄せられました。

そこで幾つか質問させていただきます。

まず、先ほどのお話にもありました阿武隈川河川敷グラウンドについてお聞きします。

阿武隈グラウンドを使っていたチーム、サッカーとか野球とかあるかと思うんですけれども、現在、どのように練習を行っている状況でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） まず、多目的グラウンドのほうには、サッカー場として今使っていただいています。ここにはスポ少加盟の2つの団体、それからグラウンドゴルフが2つの団体、今、シーズンオフですけれどもソフトボールが使っておりました。

サッカーにつきましては、大水が上がる前に自分たちが所有している小さなサッカーのゴールを全部土手の上に上げていただきましたので、その流出はうまく防げたと思います。大変ありがとうございます。

グラウンドのほうなんですけれども、小学生の槻木FCにつきましては、生涯教育総合運動場、いわゆる改善センターのところにあるグラウンドを自分たちで整備しまして、そちらのほうを利用しております。FCフレスカ、中学生なんですけれども、こちらのほうは総合運動場の多目的グラウンド、これはナイターで週に2回ほど使っていましたけれども、こちらのほうの使う割合を少しふやして、現在、対応していただいております。それから、グラウンドゴルフの2団体につきましては、公園等の敷地を利用して、今、グラウンドゴルフのほうで使っている状態でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 私の聞き漏れだったら申しわけないです、野球はどのようになっていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 野球は、宮城臨空リトルシニアだと思うんですけれども、柴田町に在住のチームではありませんので、柴田町のグラウンドを今までは借りていたという

ことで、現在は岩沼市だったり、名取市のグラウンドを使って練習しているようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 今まで使っていたグラウンドが使えなくなったというところで、スポーツ少年団だったり臨空さんですか、のところにちょっと特化してお聞きしたいんですけども、今までやっていた施設が使えなくなったということは、調整会議なんかは、もうされたんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 10月の調整会議のほうで、阿武隈川運動場につきましては、今までにない水が上がって土砂の堆積も非常に多いと。すぐに人海戦術で泥を取り除くには、余りにも量が多いということで、しばらくの間、休止にしたいということで、代表の方々にはお話をしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） その調整会議の内容を詳しくお聞きしたいんですけども、スポ少に特化してお聞きします。もうちょっと踏み込んだ、どのような具体的な説明をされたのか、もう少しお聞かせください。調整会議の中身を。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） まだその時点では、国の災害復旧の補助金がつくかどうかわからない状態でした。今、柴田町では、多くのお宅が被害を受けて、その復旧に全力を上げているところであるということで、まず、グラウンドは後回しになるということで、お話をし、今シーズンは使えない旨の話はしたというふうに記憶しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○1番（森 裕樹君） 調整会議の中身について、私のほうに寄せられた話が結構ありまして、保護者の方々から伺った話では、言い方なのかどうかわからないですけども、一方的にグラウンドは年度内使用禁止と言われた印象だったようです。自主的な復旧作業も行わないでほしいと言われたとのことでした。保護者の方々も、被害に遭われた方々を最優先で支援をしなければならぬということは十分理解されておりましたが、説明に対してそういった印象を持たれたようです。もう少し丁寧な説明というのが必要だったのではないかなと感じますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 調整会議は、親の会の方がいらしていると思います。説明

は十分したかと思えますけれども、うまく伝わっていないということが、ちょっと遠くから聞こえてまいりましたので、臨空リトルシニア、それから槻木F C、それからF Cフレスカ、それぞれの指導者のほうにきちっと説明をいたしまして、了解を得たところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） その中で、前回、この19号の前ですね、グラウンドが浸水被害に遭った際なんですけれども、保護者の方々から、みずからグラウンドの復旧に尽力されたという話を伺いました。今回、その自主的な復旧作業をやめてくれというふうにしたのは、なぜだったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 私がスポーツ振興課に参りまして9年になりますけれども、この間に天保土手を越水して中に水が入ったのが2回、それから排水口から水が上がったのが1回ございました。いずれも1センチから2センチ程度の泥でした。F Cの方々、それから臨空の方々それぞれ人海戦術で泥をかいていただいた経緯がございます。本当に助かりました。ただし、今回は見てもわかるように、最大で15センチほどあります。最低で5センチぐらいなんですけれども、とてもグラウンドレーキ、それから幾らスコップで掘ったとしても、先ほど町長が述べましたように、おおよそ3,600立米ございますので、片方に寄せただけでも数メートルの山になってしまうということで、きちっとした工事をしないとうまくあそこを使えなくなるということだったので、一応、重機を入れないでほしいと。土日だけの工事で済む問題ではないので、多分、1カ月以上かかるような整地になると思いましたので、各団体には、重機等を入れないでほしいと、そのままにしてほしいということの説明はいたしました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） やはり保護者の方々からすれば、やはりいち早く子どもたちにスポーツ、サッカー、野球などをさせたいというふうに思うのは、本当にわかるんですね。今、課長がおっしゃいましたように、状況ですか、今まではとちょっと違うよというような状況があったから、直接手を下したりということはないでほしいというふうなことなんですけれども、それは、きちっと調整会議のときに説明されたんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 先ほども述べましたとおり、調整会議できちっと伝わっていない旨の情報が入ってきましたので、指導者のほうには細かく説明はいたしました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

- 1番(森 裕樹君) ということは、調整会議ではなくて、やられている責任者の方々に対して、そういった説明は行ったということでしょうか。
- 議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長(石上幸弘君) 調整会議の後に指導者のほうにも事細かく説明をいたしまして、代替のグラウンドがあるので、そちらのほうで行っていただけないかということでお話をいたしました。
- 議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番(森 裕樹君) わかりました。やはり、復旧作業というのは長期化するというお話なんですけれども、先ほど町長答弁にもありましたが、今、見積もりをとっているというような状況なんですけれども、ざっくりでもまだ少し、その金額というのは出てないのでしょうか。
- 議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長(石上幸弘君) まだ金額のほうは出ておりません。まずは被害状況、全体にどのぐらいの土砂があるのか。これを搬出するのか、それともグラウンドの中に寄せていいのか、その辺も国交省の出張所のほうに、今、確認をしまして、どのぐらいまでだったら寄せても大丈夫なのかということを確認してから見積もりをしたいと考えておりました。
- 議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番(森 裕樹君) 一応、その説明の中には、今年度中はとりあえず使用禁止というふうなお話だったようなんですけれども、めどというのはどの辺に考えているのでしょうか。
- 議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。スポーツ振興課長。
- スポーツ振興課長(石上幸弘君) 今年度中に災害申請をいたしまして、そこで災害査定を受けまして、多分、見積もりを出した工事費から相当額を削られていって、認められた中で工事をするということですので、新年度の予算にその工事費を上げたいというような、今、考えております。
- 議長(高橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- 1番(森 裕樹君) というと、今年度中はもちろん使用はできないという状況で、というと、もう来年度に入って、その予算を出してというと、恐らくその作業を含めると、来年早くても夏とか、その辺になるのかなと思うんですけれども、もう少し早目の復旧というか、保護者なんかと協力しながら、できるだけ早い復旧をできるような、協力しながらですね、保護者の方々と。保護者の方々もできるところには限度があるかとは思いますが、そういったことはお考えはないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） なるべく早くはしたいと思っておりますけれども、とりあえずは上の土砂をどうにかしないと、多分、各スポーツ団体の保護者の方たちが手を出せる状態ではないかと思っております。土砂をどかす手はずがつかまりましたら、各団体とも協議いたしまして、皆様のお力をかりなければいけないときもあるかと思っておりますので、年度初め、なるべく早く工事に入れるように、今から調整したいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） なかなかめどを立てるのは本当に難しいことなんですけれども、子どもたちも、保護者の方々も、やはりいつから使えるのかというところが、本当に気になっている点なんです。なかなか来年度の予算にそこも盛り込んでいくということですから、それが予算も通っていない中で、やはりいつまでやるということは言い切れないと思うんです。ですけれども、大体、何月ぐらいまでというめどだけでも欲しいなというふうに思っているのが親御さん、子どもたちの気持ちだと思うんです。そこら辺、少しちょっと、ざっくりでいいのでお願いしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） サッカー場だけとか野球場だけというわけには今回はいかないと思うんです。全体を見て整備をしていかなければいけない状態です。あとは、排水口も全て泥で今、埋まっている状態ですので、全部それも除去しなければいけないということで、工事期間は相当かかるかと思っております。

今、サッカーを申し上げたとおり、今、町内にある屋外運動場は、4つあるうちの3つは正常に動いていますので、そちらのほうを利用しながら少し待っていただきたいということで、いつ終わるとは、ここでは申し上げられません。これから工事の査定が終わりまして、それによって工期が決まっていくかと思っておりますので、もうしばらくお待ちくださいというところで、来シーズン中には何とかめどをつけたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○1番（森 裕樹君） やはり、なかなかあれだけの災害ですから、難しい状況になっているところは、本当にわかります。

やはり今回の台風19号によりまして、本町でも甚大な被害をこうむったことというのは、子どもたちも保護者の方々も理解はしております。この災害によって、子どもたちの活力まで奪ってしまうようになっては、やはりよくないというふうに思いますので、利用者と執行部がし

っかり協力し合いながら、できるだけ早くグラウンドの復旧をお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤義憲です。2問質問いたします。

1、台風19号の水害対策。

台風19号による10月12日からの豪雨により、柴田町内はもとより近隣の市町及び県内各地にも甚大な被害を及ぼし、台風の脅威をまざまざと見せつけられました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りします。また、被災された方々が速やかに復興・復旧されますことを願います。

さて、12日の夜、大雨の状況を確認しようと船迫地域を見て回りました。

○見回り当初は、道路の冠水は確認されなかった。

○大雨時に冠水する船迫公民館裏側では、業者が排水の作業をしていた。

○柴田高校を通る道から本船迫下町へ抜けようとしたが、民有地の斜面が一部崩れ、通行止めとなっていた。

○船迫生涯学習センターに避難した人たちは、不安の中、まんじりともせず過ごしていた。

○見回り当初は道路の冠水はなかったが、再度見回りに、船迫生涯学習センターを出て船迫小学校から西船迫四丁目方面へ行こうとしたら、小学校を過ぎたところが冠水しトラックが水没していた。

○現状を確認し帰宅しようとしたが、動物病院のところが冠水し、通行止めになっていた。

○帰宅後、不安の中、一晚過ごしたが、朝、自宅前道路が浸水しており、水が引いた後に各地域を見回りに行ったところ、本船迫地区、東船迫地区、庚申前、川前地区、若葉町、新生町、北船岡地区、すべての地区で多くの住宅が床上、床下浸水の被害があった。中には、天井まで浸水した家もあった。

○国道4号線バイパスが冠水したため、下り車線がトラックや乗用車でふさがり、通行止めとなった。

台風による水害に対し、町職員の活動、自衛隊の支援活動、救助活動、消防隊、消防団の活動に深く敬意を表します。みなさんのおかげで、人的被害はなかったことはありがたかったことです。

住民の話では、本船迫地区で浸水したのは戦後間もないころ以来で、8・5豪雨のときも浸

水しなかったと聞きました。

そこで、台風19号がもたらした甚大な水害、被害について伺います。

- 1) 避難所の開設について十分な対応だったのでしょうか。
- 2) 被災家屋の復旧についての対応は。
- 3) 農業者への支援はどうなっているのでしょうか。
- 4) 冠水により道路が寸断し損壊した箇所があります。速やかに復旧すべきではないでしょうか。
- 5) 大雨による土砂崩れについての対策は。
- 6) 「冠水、浸水被害は古河水門が開放されたままで、当初は内水が白石川にはけていたが、白石川の水かさがふえ逆流してしまった。それが床上・床下浸水を招き、道路の冠水に至った」との住民の思いがあります。そこで、常設ポンプを設置する考えはありませんか。
- 7) 被災ごみの稲わらには、放射能汚染物質は含まれていないのでしょうか。

2、いじめと不登校問題を問う。

いじめの背景、不登校となった背景には、いろいろとあります。悪口、身体への中傷、無理やり何かをさせる、階段で後ろから押す、集団で悪口・中傷など、いじめはさまざまな形で現れています。このいじめから逃れ、不登校につながることは十分に考えられます。また、身体的なこと、家庭的なこと、学力のこと、友達のことなどでも、不登校になることもあるのではないのでしょうか。

そこで、いじめと不登校について伺います。

- 1) 平成30年度のいじめと不登校の件数は。
- 2) 10月に文部科学省が「平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を公表しましたが、この調査結果をどのように受けとめますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 確認をさせていただきます。

大綱1問目ということで、台風19号の水害「対応」でよろしいんですか。「対策」とお読みしたようですが。

○3番（安藤義憲君） 「対応」でお願いします。

○議長（高橋たい子君） わかりました。

答弁を求めます。1問目、町長。2問目、教育長。

最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員、台風19号について7問ほどございました。一部前の議員さんにお答えしている面がありまして、重複する面もありますので、お許しをいただきたいというふうに思っております。

まず、改めて避難所の開設についてということでございます。

避難所の開設の経緯につきましては、舟山彰議員の質問でもお答えしたように、10月12日土曜、午後1時、明るいうちに自主避難を促すために生涯学習施設6カ所を避難所として開設し、午後2時30分に避難準備・高齢者等避難開始を発令いたしました。その後、午後7時に避難勧告、午後8時30分に避難指示発令を行い、それに前後して、増加する避難者を受け入れるため学校体育館3カ所を追加し、計9カ所の避難所を開設しました。

避難所9カ所の収容人員数は2,690人に対して、避難者はピーク時で1,373人だった。さらに、避難のおくれによる人的な被害はゼロでしたし、避難所においてぐあいの悪くなった人の報告はありませんでしたので、一部接遇の面で改善しなければならない点があったかもしれませんが、全体的な受け入れ態勢としては、それなりの対応ができたのではないかと検証しています。

さらに、一部の避難所においては、行政区長や民生委員による高齢者等の送迎、婦人会によるおにぎりなどの食事の提供、行政区による避難物資の提供、地区住民による会場設営への協力など、協力態勢が整い、一部不満をあらわす方もいらっしゃいましたが、おおむねスムーズな避難所運営ができたのではないかと思っております。

一方で、今後解決すべき問題点として駐車場の確保、被害情報の把握と伝達、テレビやラジオの配置、毛布や食料の提供、ペット同伴の避難所等が検討項目として上げられます。

2点目、被災家屋の復旧・復興についてでございます。

被害家屋の復旧・復興にかかわる国の支援は、災害援助資金貸し付け、被災者生活再建支援制度、住宅の応急修理制度などがあります。これらの制度の利用に当たっては、町ホームページやお知らせ版への掲載のほか、ご案内に漏れないように、り災証明の発行にあわせ各制度に関する案内書や申込書を被災された世帯に直接郵送しております。申し込み等の受け付けに関しても、窓口がばらばらにならないように、11月1日金曜日から役場庁舎1階に特設のブースを設け、その場で相談や受け付けがまとめてできるように対応したところでございます。

3点目、農業者への支援でございます。

これは、平間幸弘議員にも答弁いたしましたが、被災した農業用ハウスの復旧や農業用機械の修繕、再取得等については、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業」が活用で

きるように、各農家の被災及び復旧状況について精査しているところでございます。

農地へ堆積した稲わらについては、農家の営農意欲を失わないように、国の持続的生産強化対策事業で、稲わらの撤去に係る経費の支援を受けられるように、柴田町土地改良区と協力しながら事業を進めております。

ほ場に堆積した稲わらの農地へのすき込みや堆肥化、浸水した露地園芸作物の今後の管理方法などは、県大河原農業改良普及センターの協力を得て各農家へアドバイスをしております。

また、被害を受けた農家への資金として、貸し付け当初5年間実質無利子の株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金の貸し付けや、県制度資金として無利子の短期運転資金もあることから、相談窓口となるJAみやぎ仙南等と連携し農家を支援してまいります。

4点目、4点目と5点目は関連がございますので、一括でお答えをさせていただきます。

今回の台風19号で被害が大きかった西船迫四丁目から太陽の村に向かう町道船迫30号線など7件については、国の災害査定が令和2年1月27日から31日の5日間で行われ、査定結果を踏まえ復旧を行う予定となっております。また、国の査定基準を満たさない道路や河川の小規模な災害箇所は、町単独事業で復旧工事を行うため、今議会の補正予算が成立次第速やかに工事を発注し、復旧に努めてまいります。

一方、安藤議員がご心配されている船岡字関地内の町道本船迫12号線の法崩れ箇所は、崩れた場所のほとんどが民地部分となっており、地権者と協議をしながら進めなければならないと考えております。なお、災害査定までに現状を保存する必要があることから、現在、通行どめになっている箇所は、西船迫四丁目から太陽の村に向かう町道船迫30号線と、船岡字関地内の町道本船迫12号線、富沢字田中前から富沢字岩崎に向かう町道富沢17号線の3路線となっております。

6点目、常設ポンプを設置する考えはありませんかについてですが、これも平間奈緒美議員やほかの議員の皆さんにも答弁いたしました。町としては、今後の雨水対策として、国や県に対しポンプの整備を要望してまいりたいと考えております。ただし、常設ポンプにおいても万能ではございません。今回、阿武隈川が氾濫危険水位に達した際、河川管理者である仙台海川国道事務所から水門を閉めて逃げるよう指示され、ポンプで吐き出しができなくなりました。その分、三名生堀の水位が急に上昇し、剣水、剣塚地区の水害に影響をもたらした1つの要因と考えております。

今回の水害で一番床上浸水が多かったのが、排水機場が稼働していた三名生堀周辺151軒でございます。ちなみに東船迫は107軒でしたので、常設ポンプが万能でないことをご理解いた

だけるかと思えます。最近の異常な雨の降り方においては、どんなに水害に対するハード施設を整備しても、施設の能力には限界があり、完璧に水害を防ぎ切れないことを認識し、日ごろより自分の命は自分で守る行動をお願いしたいと思います。

7点目、災害ごみの関係の放射能関係ですね。

米につきましては、毎年宮城県において放射性物質の測定をしており、平成25年以降は不検出となっております。ことしも9月12日の検査で不検出とされ、出荷・販売を行っております。稲わら自体を直接検査はしておりませんが、間接的に食品衛生法に基づく基準値は超えていないものと推測しております。

また、柴田町内の空間放射線量率についても、東日本大震災以降、年々減少しておりますし、台風19号の発災以前の10月11日の空間放射線量は0.037マイクロシーベルト、発災後10月14日現在の空間放射線量は0.036マイクロシーベルトとなっており、いずれも基準値の0.23マイクロシーベルト以下でした。このことから、災害ごみの稲わらには基準値を超える放射線汚染物質は含まれていないと推測されるので、集積し処分することに何ら問題はございません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安藤義憲議員の大綱2問目、いじめと不登校問題を問うについてお答えします。

2点ございました。

1点目、平成30年度の件数についてです。

初めに、いじめの認知件数です。

平成30年度は、小学校では16件、中学校では7件で合計23件となっております。平成29年度から、各学校におけるいじめ問題への取り組みを、いじめ見逃しゼロ運動に変更して、からかいなど軽微な事案であっても、いじめとして訴えがあった場合にはいじめと認知し、組織的に早期対応してきております。平成29年度は43件と増加しましたが、学校で組織的に迅速に対応するようになったことから、いじめ問題に対する意識が高まり、平成30年度は減少したものと思っております。また、今年度の10月末時点での認知件数は、小学校では12件、中学校では7件で合計19件となっております。

次に、病気や経済的な理由によるものを除いて年間30日を超える欠席日数となる不登校の状況についてです。

平成30年度は、小学校では32名、中学校では56名、合計88名となっております。平成29年度は合計74名でしたので、残念ながら増加傾向に歯どめがかかっておりません。また、今年度の10月末時点での不登校児童生徒数は、小学校では20名、中学校では40名で合計60名となっておりますが、不登校の子どもたちの多くは、子どもの心のケアハウスに通う子どもたちの姿に見られますように、教室で学ぶことができるようになることを目指して一生懸命努力しておりますし、学校もスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門性を持つ関係機関や保護者の方々と連携を密にしながら、不登校の子どもたちの登校支援を行ってきております。教育委員会としましても、一昨年度開設しました子どもの心のケアハウスの取り組みが徐々に軌道に乗りつつありますし、また、今年度からは県の指定を受けて小学校と中学校が連携し、新たな不登校を生まないことを目指して取り組んでおります「行きたくなる学校づくり」の取り組みでは、連携の成果として、小学校で不登校であった児童が、中学校に入学してから改善に向かっているといった報告も受けておりますので、これからも子どもの心のケアハウスと「行きたくなる学校づくり」の取り組みの充実に向けて、しっかり支援を続けてまいりたいと思っております。

2点目、調査結果の受けとめについてです。

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査は、児童生徒の問題行動などについて全国の状況を調査分析するとともに、本調査を通じて実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動などの未然防止、早期発見、早期対応につなげていくことを趣旨として実施されております。

平成30年度の全国の調査結果は、暴力行為、いじめ、不登校、高校中退、自殺などの発生件数、認知件数がいずれの項目も平成29年度の数値を上回っており、発生率、認知率も上昇しております。宮城県の調査結果は、いじめの認知件数が、これまで各学校で積極的な認知に努めていることから、全国と比較して高い水準にあります。また、不登校児童生徒についても、1,000人当たりの不登校児童生徒数が21.9人と、3年連続で全国最多となっており、依然として出現率が高い状況となっております。本町においても、不登校児童生徒の出現率が高どまりしている状況にあり、憂慮すべき事態であると受けとめております。不登校は、幾つかの要因が複合しているケースが少なくないため、急速に改善させることは困難な状況ではありますが、改善が目に見える形であられることを目指して、各学校で知恵を出して取り組んでいただいております。例えば、中学生が小学校に出向いて挨拶運動を行い、温かいかわり合いを実践してくれたり、また、1週間が楽しく始められるように、月曜日の朝に児童が楽しめる行事を

設定した小学校では、中学校の吹奏楽部に協力を依頼し、演奏会を通して楽しく触れ合う場を設けたり、さらには不登校の保護者の方々が交流する場を設定するなどの取り組みを行っていただいております。

これらの各学校における不登校の改善に向けた取り組みの支援や、昨年度開設しました子どもの心のケアハウスでの不登校児童生徒の居場所づくりや、学びの場としての支援を充実させるとともに、今年度から小学校と中学校が連携して新たな不登校を生まないことを目指して取り組んでおります「行きたくなる学校づくり」の一層の推進を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それでは、1問目の避難所の開設についてでございますけれども、答弁では、早い時間に避難のメールを流したり、報告しているということでございますが、開設するのに広報車を活用することができなかつたのでしょうか。船迫生涯学習センターに出向いた折に、なぜ広報車が回らないのかというふうな話を聞きましたらば、そういう話は出たけれども、広報車をあえて出さなくてもいいような話でまとまったというような話を聞いたんですけれども、その辺のところ、どうなんでしょうか。お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今回、避難所開設については高齢者避難等、昨日来お話ししているとおおり、先駆けて日中のうちに開設するという事で進めておりました。その際、皆さんのほうにお知らせする方法ということでエリアメール、質問にあったように発信をしたんですけれども、広報車についても出そうかというお話は当時はちょっとあったんですけれども、今回はエリアメールで発信して、今後必要とあらば広報車を回すということで、当時はそういう決断のもとでお話ししておりました。

また、エリアメールについては、避難者の高齢者については大雨警報が発すると出るんですけれども、柴田町はそれより先駆けて出したということもあって、これは余談になるかもしれませんが、村田町、大河原町が柴田町で出したのをエリアメールでキャッチしたものですから、早々に出したことについて、村田町、大河原町でも引き続いてエリアメールを発信したというような状況でした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） いわゆる住民は、広報車での情報、それからテレビとかのメディアから

の情報とかいろいろありますけれども、それが住民全てがそうなのかというと、それだけでは知る機会が少ないと思うんですね。それに、広報車を回せば、また一つ情報収集する手段がふえるということで、あの時間帯においては広報車は巡回できる状況下にあったような気はするんですね。ですから、夜の7時、8時の時間のあの大雨の中における広報活動というのは、確かに答弁にあるように難しいところはあるんだろうと思いますけれども、今後、こういう大雨の状況がたびたび起き得る可能性があると思うので、広報車を有効活用するようにしていただきたいなと思います。

それで、避難所なんですけれども、船迫生涯学習センターの学センだよりですか、その中に、避難する人たちがあの雨の中、土砂降りの中をびしょ濡れになって避難所に入ってきたという言葉が入っておりました。その前のメールの中では、食料、毛布などは用意して避難してくださいというふうな文言が入っていたんですけれども、今言ったようにびしょ濡れのままで、中で避難して寒さをしのぎながら一晩過ごすわけでございますけれども、寒さの中、一晩過ごすのにびしょ濡れの中を毛布を持参したりすると何ら役にも立たない。そういうふうなことを考えると、毛布とかは常に避難所となるそれぞれの生涯学習センターなりに常備しておかなければならないのではないかな、すべきではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 6カ所の優先避難所がありまして、そこには全て防災倉庫を設けております。今回、西住公民館は防災倉庫、あちらあるんですけれども、今回西住児童館ということで、もし何かあった際に発電機やら、あるいは毛布についても最低限50枚用意していますし、あと、既存のものが既にあるところについては100枚近くの毛布が既に備えている優先避難所もございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤議員、お願いですが、再質問の場合に1日目、2日目、再質問などで出ている質問を避けていただくようお願いをしたいと思います。

再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 28区の行政区で自前の避難所を開設しました。開設した場所は千代ノ川集会所でございますけれども、その中で、答弁いただいたように炊き出しもしたし、いろいろと暖もとるということができました。この28区、船迫生涯学習センターまでは避難する場所が、距離が相当長いんでございます。当然、今回の場合は、あれだけの水害で浸水しているということで、移動することも難しいというか不可能だったと。それで、私、思うのに、ハザードマップ、これに住民が知る情報というもの、避難経路、道路状況、あるいは避難場所、浸水する

であろうと予想される地区とか、そういうのをいろいろと記されているようになると思うんですけども、どのくらい記されるのか、それをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今度新しくつくる防災マップなのですが、これについては避難所ということで、避難所については2次避難所を記載しています。ですから、町関係あるいは各高等学校や仙台大学やらの一覧ということで、全部で32カ所掲載していますし、それに加えて福祉避難所ということで9カ所ですか、そちらも付記しています。ただ、今、ご質問のあったいわゆる地区集会所については表記はしていませんので、今回、マイ・タイムラインというのをつくりましたので、町のほうでのタイムラインというのも左のページに用意していますので、その行動とともに、どこの避難所なのか、自分でもう既に書き込んで準備していただくということで、マイ・タイムラインでそういった活用をしていただければなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 被災家屋復旧・復興の部分なんですけれども、被災された住民の人たちの健康チェックというものはされたんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 被災された方ということで、避難所にいらした方の場合には、そちらのほうで何かあれば保健師がお伺いするということでは、お知らせだけはしておりました。要請のほうはありません。あとは、冠水の被害の大きかった8カ所の行政区の区長さんのほうに連絡をしまして、何かあれば、こちらのほうで健康調査には伺うということでお話させていただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。それで、今、区長さんを通してという話だったんですけども、例えば、28区に関して言えば、区長さんの自宅そのものも被災されている。それで、連絡体制が全くとれなかった。町として、そういう場合、どういう連絡対応をされるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今回、28区のほうで被災されていましたが、当時、区長さんとは連絡はとれていました。それで、もし自主防災組織の方で、ほかの方とのやりとりということで、防災部長さんとかそういったことでやりとりしますかということだったんですけども、私のほうでいいですというような了解のもとに、区長さんを通じていろいろな情報

をいただいたり、やったりというふうなやりとりをしていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。質問がダブるわけでございますけれども、どうしても地区の人が納得しないということなので、改めて質問させていただくのをお許しいただきますが、床上浸水1.8メートル以上は全壊扱いになるという情報が流れております。それが2.19メートルの床上浸水の家屋が半壊扱いになったということを当人がお話ししていたんですけれども、情報収集としては、新聞での情報が住民の人たちには大きいところでございますし、町として1.8メートルは全壊だよというようなことの情報も流していたのかな、どうなんでしょう、流してなかったんでしょうか。ということで、新聞の情報そのものが、自分の家は全壊扱いだというふうな形で認識されていたようでございますし、また、職員の対応に対しても不満を漏らしていたというところも聞きました。改めて半壊になったという、そのところを説明いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） り災調査の関係になるかと思うんですけれども、確かに新聞のほうに、浸水深の高さに応じた損害割合とございますか、1.8メートル以上は全壊扱い、それから1メートルを超える場合は大規模半壊、床上が半壊というようなことで新聞に掲載されたんですけれども、その新聞の下のほうに条件が書いてありまして、そのところの条件を確認していただければ、柴田町のほうには該当しないというのはわかるかと思うんですけれども、ただ、今回調査したときに、確かに1メートル80を超える浸水深があった家屋もありましたけれども、半壊という調査結果になった家屋も確かにございます。これはあくまで、基準に基づいて調査した結果ということになりますので、調査方法にそういった違いはあるんですけれども、今回調査した内容については、基準に基づいて調査した結果ということですので、浸水深にかかわらず調査した内容ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 被災した民家なんですけれども、中には地域で利用している個人商店、休業しているところがございます。これは、できるのかできないのか、できないのかもしれないけれども、こういう再建に向けての支援というものは可能なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 商店とか何かにつきましては、り災証明とはまた別な補助といえますか対象になります。それが、今、国のほうでこれから進めようとしております中小企業

グループ補助金、あるいは小規模事業者の持続化補助金という補助金があります。ただ、こういったものに、まず該当になるかどうか、一旦、商工会が今窓口になりまして、こういった補助金該当になるかどうかの確認をして、それで該当になれば補助金の対象になるということになりますので、まず、商工会のほうに相談していただくようになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。それで、冠水することによって、なぜこの場所が冠水したのかというふうなところなんですけれども、例えば西船迫6号公園の前、相当地盤沈下しております。団地造成された当初と現在の地盤の高低差、そういうのはおわかりでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 造成した当時のデータを押さえているかというのと、私どものところには当然押さえてはいないんですが、確かに以前、安藤議員から一般質問いただいたとおり、確かに急激に下がっている状況もあるので、とりあえず、昨年度に歩道部分だけは解消させていただきました。車道部分については、引き続き調査を行うということで回答させていただきましたと記憶しています。高低差については、どのくらいがどうなったということは押さえてございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） その部分、常々車で通る場所でもありますけれども、動物病院側から四丁目のほうに向かうと、斜め上に真っすぐ上がっていく道路ですね、それを走って行って、ぐんと一旦車が下に下がって、また上っていくという感じ。それくらい走っていてそういう感覚であるということは、相当地盤が沈下しているという状況だと思うんですよ。それが、あの地区の人たちの冠水になった原因の一つにもなっているのではないかなというふうに思うわけですけれども、かさ上げとか、そういうふうなことは考えられていませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これも以前お答えしましたが、設計をさせていただいて、現状の測量は実は自前でさせていただいたんですね。それで、どの程度車でもって通行したときに見にくくなるのかというのを、うちのほうの公用車でもって試してもみましたが、対向車が例えば急激に見えなくなるとか、思い切り危険を感じるのかというのと、そうではないという、実は内部的な判断で、ただ安藤議員が言われているとおり、下がっているのは、これは事実だと思います。ただ、今の現状を見ると、6号公園の反対側、本船迫側が住宅地になって、あそこ

がたしか西船迫団地で一番最後に分譲された場所だと記憶しています。沈下を促進するためのブロックがいっぱい置いてあって、一番最後に販売されたということなのですが、下がった状況で道路が、今現在すりついています。なかなか全部通して復旧、高さをそろえればいいのかという、それもまた奥に対して影響がいくので、本船迫方向に対しても影響がいくので一律にはいかない。ただ、一定のかさ上げだけはできるだろうという判断はしているんです。ただ、それがどの程度すればいいのかというのは、やはりもう一回ボーリングとかささせていただいて、うちの測量データだけではなくて、しっかりと今後設計をさせていただきたいなというふうに思っていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、あそこは三丁目の地内になるんでしょうか、道路、船迫小学校から中学校に行く途中の三丁目の部分であります。あそこに、先ほどの質問の中にあつた道路、トラックが水没していたという場所なんですけれども、この場所は大雨のたびに水があふれて、道路が寸断されているという場所なんですけれども、これは、町のほうでも、その場所はそういう場所だというふうに理解しているようでございますけれども、どのように対応するように考えているのか、それをお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 常に冠水するという認識が、どれほどしていたかということ、私たち、この部分がということでは激しくということでは認識はございませんでした。ただ、あそこの道路の形態として、L型側溝というのが入っているんですね。通常の一般的な側溝ではなくて、浅い部分で水を受けて真ん中に入っている雨水管に接続する仕掛けになっているんですが、そこに葉っぱとか、いわゆる土砂とかがたまって、2年に1回くらいですか、清掃もしているんですが、何かたまりやすい状況になっているのかもしれない。安藤議員から伝えていただいたので、一度しっかりと見させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大雨で、道路初め歩道の部分、結構傷みが激しい場所が相当数町内でも出てきたはずでございます。船迫地内でのことなんですけれども、そういうふうにした歩道の部分が、アスファルトの下が水でえぐられて危険な状態になっていると。JAさんの入り口のお寺さんとの交差点の部分、町のガードが設置されているんですけれども、そのとおりなんです。そういうふう

なところを初め、小さい箇所が相当数あるんですけれども、それらは子どもたちの登校、下校等々で結構危険を伴う箇所にもなってしまうから、ぜひ、その辺の修繕、補修というものを速やかにとり行ってもらいたいと思います。

それから、土砂崩落についてなんですけれども、前にもお話した記憶がございますが、柴田高校の前の通りですけれども、民地が崖崩れを起こして道路を塞いだという、そういうふうなところがございます。ぜひ、所有者と話し合いをして、そういうことのないように、言ってみれば通学路、通勤路でありますので、その道路を利用している人の一人が、いつになったら開通するんだろうかというふうに危惧しているところもございます。改めて予定といたしましうか、いつごろになりそうなのか教えていただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） まさに町長が答弁しましたけれども、本船迫12号線でございます。土砂はとった状態で、今、応急的にトンパックと言って1トンサイズの大型土のうを10個くらい並べて保護しています。今議会の補正予算のほうに、実は工事費等計上してございますので、お認めいただければ、すぐにでも復旧をしたいというふうに思います。ただ、当然官地の部分が1割程度しかございません。それで、9割が民地でございます。しっかりと地権者の方と協議をしないと進められるものではないので、しっかりと協議して進めたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、東船迫地区の浸水、冠水なんですけれども、その原因の一つに、要因として槻木用水の用水路が崩落したために、土砂で埋まって、その水があふれてしまったというふうな話でございましたが、船迫の庚申前のあたりから、目視ですけれども、目視ですと、はるかに高いところに槻木用水路がある。古河水門だけではない、内水がはける可能性が、相当数の量でできなかったから冠水に至ったという話とあわせて考えていくと、内水と槻木用水の用水路を塞いだためのあふれ出た水によって、あの地区一帯が冠水に至ったんだというふうに理解するんですけれども、きのう別な議員さんがおっしゃったんですけれども、仮称と言っていましたが、柏水門、あそこを常設のポンプであれ、仮設のポンプであれ、設置することによって、槻木用水路の水がそういう状態になったとして、吐き出すことができれば、その場所にポンプを設置して吐き出しすることができるならば、あの浸水というか冠水というか、相当数の水の量も、古河水門とともに同時に排水すれば吐き出すことができれば、あれほどの浸水被害にならなかったのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） これについては、何人かの議員さんにお伝えをしておりますが、やはり事実関係ですね、きちっと押さえていかないと、部分だけ議論しても解決策にはならないというふうに思っております。

今回は、きのうですか、副参事も答えたように、これまでに1日に降った雨の量が最高だったということ。それから、7時間の間に10月分の雨が2カ月分まとめて降ったと。量の多さということが最大の原因です。というのは、今回り災証明でいただいた地区、52地区が床上浸水ということでございますので、低いところに全部冠水したということです。

それから、今回初めて丸森町であんなにも被害を受けたというのは、過去に例がございません。角田市も氾濫をしていると、ここを押さえておかなければいけないと。その理由は、阿武隈川の水位の問題でございます。ですので、阿武隈川の水位が上昇してハイウォーターレベルまできて、逃げろという状況にあったというところを押さえないといけないと。押さえられたために、内水が吐き切れなかったということでございます。というのは、阿武隈川を守るために、排水機場はとめさせられるということです。ということは、内水がはけないということでございますので、排水機場は、ある一定の雨には対応できますけれども、今回のような雨にはとめさせられるという概念を町民の方は持ってもらわないといけないということでございます。

ですから、国の防災会議は、河川のそういう施設では今回のような短時間記録的に大雨が降るのは、もう無理だという結論を出しておりますので、ハードとソフトを組み合わせた対策が必要だということでございます。

それで、あそこの水がはけなかった理由というのは、きちっと、議員さんはスライドで見るとわかると、後で差し上げますけれども、ここに13日の1時30分、皆さん見ているはずなんですけれども、1時30分、段彩図というものがございます。それで、1時30分で一番濃いのがゴルフ場の下だということでございますので、いかに水が抜けなかったかと。というのは、水門を閉めているからなんです。土地改良で地元の方、それが閉められていたからだということでございます。ですから、閉めるとどうなるかというのは、これでわかると思います。

それで、当時ある方が、水利のプロが、水門をおまえらあけると、あけないからだという苦情を、総務課と都市建設課に来ていたということです。あけるというふうに言われたんです、専門家に。そういう状態があるということです。ですから、遊水池、古河水門の手前の遊水池よりも、今回はゴルフ場の下、岩間区長さんあたりのほうが水が抜けなかったというのはそうなんです。閉めてしまって、それに対応する排水機場、排水、移動排水100台、5,000万円クラ

スのやつが100台なければ、あの水ははけなかったと、きのう答弁させていただいたのは、そこだということでございます。

もう一つは、先ほど言ったように、三名生堀の排水機場はかいていたんです。確認しました。でも、五間堀でかけなかった分をかかざるを得なかったので、最終的に一番床上浸水が多かったのが剣水、剣塚の皆さんだったということでございます。ですから、この水害のメカニズムというのは、柴田町だけではどうにもなりません。国、県、河川管理者が川を守るものですから、それと連動して、これからはやっていかなきゃないというふうに思います。

ただ、避難に関しては、今回は随時気象庁、それから国土交通省から情報を得ておりましたので、柴田町の避難準備・高齢者等避難開始も、それから避難勧告も、避難指示も早目に出せた。心理的にはいろいろあったんですよ、決断する者としてはいろいろあったんですが、早目に出せたということでありますし、川の操作員が命をかけて頑張ってくれたんですけども、これ以上は限界だということで退避したということで、命に別状はなかった。町民の方は、財産は確かに今回失われたかもしれませんが、それよりも、あそこで身を張って、挺していた職員と作業員がいたということも、ぜひ町民の皆さんにお話ししていただかないと、私はいけないのではないかなというふうに思っております。公務員だから、きのう理解していただいた広沢議員がおっしゃっていたように、やはり職員にも命がありますので、作業員もそうなので、それでも限界まで、あの大雨洪水警報のとき、限界まで頑張っていたということなんです。50ミリの雨というのは滝のように降ってきますので、どうにもならない。車も50ミリでは、真っ暗なところで、どこが水路でどこが道路だかわからなくなるくらいなので、ですから、そういうことも総合的に考えて対応しなきゃないということです。

ですから、この議論で、最後にお話ししますけれども、一番は早目の連絡、広報車等ありました。でも、町長が迷っているのは、早目に避難のことをお話ししても、今度は逆に住民のほうに切迫感、危機感が早目の段階ではないということでございます。ですから、これも今後の住民懇談会の中で、ある程度住民との合意をして、こういう文書、通知が出たら、やはり自分で逃げるという方向をお互いに理解していかないと、当日、宣伝カーとかマイクで逃げなさいと言っても、誰も残念ながら、自分の身に及ばない、他人ごととしか思いませんので、日ごろから危機管理の醸成をやっていかないといけないのかなと、改めて反省をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 先ほどの水門の件だったんですが、柏水門、通称だと思います。仮

又坂第二樋門という形になっておりますが、こちらに関しては、昨日も答弁させていただきましたが、農政課のほうで水門の管理を委託している状態でございます。

多分、議員さんがおっしゃったのは、内余川は、今、ダンプカーとかとまっていて、その部分の水がなかなか抜けてないということなんですけど、あそこに関しては、旧老人憩いの家の前の坂ノ下という囲いですね、あそこの田んぼの水が、当然サイホンで来まして、内余川の排水を通りまして、最終的には樋門のほうに出ていくわけなんです。確かに大雨時は、その樋門に関しては、水門部分に関しては、かなり低いところにあるというか、大雨時には毎回水没してしまうような場所なので、管理人さんのほうは、その場所に関しては、大雨が想定される場合は、通常はあけているんですけども、逆流を防ぐために閉めていたというような状況でございました。

逆に言うと、内余川から水を白石川にくみ出すという形になると、バイパスの下をヒューム管が当然通っているという形になるので、バイパスの上を排水の仮設のものを、パイプを通せるかという話になると、古河水門であれば、土手を一時閉鎖するということはあると思うんですが、その部分に関しては、なかなか難しいものと思われまして。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） いろいろとありがとうございます。こういうふうな水害というのは、本当に何十年に一遍というような感覚なんですけれども、温暖化ということで、雨の降る量も毎年、毎年、近年に考えられなかった状態の雨が幾度となく降っておるわけでございます。ぜひ、この被害、浸水被害、雨水被害のないように対策をとってもらいたいと思います。

それで、2問目でございますけれども、まず知りたいのは、いじめによって不登校になったか、その部分なんですけれども、その認識、因果関係というものを受けておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、不登校ということは30日以上休んだ児童生徒ということでの数字になりますので、いじめにより不登校になった児童生徒がいる場合には、重大事案として把握することになります。ですので、そのようないじめによって30日以上休むに至った児童生徒が平成30年度にいたかといった場合には、それはありませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それで、一応30日をカウントして不登校だというふうな答弁なんですけ

れども、30日未満、カウントされない子どもたち、それはどうなんでしょうか。30日に至らないけれども、いじめがもとで不登校になりつつあるという、そういうふうな子どもたちは把握しているのでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 今言ったのは、不登校が30日を超えた場合ということでの調査になるということですが、議員さんおっしゃるように、例えば児童館でのちょっとしたいざこざがあったと。それに伴って学校を休んで、実際、なぜ学校を休んでいるのかなということ、先生方が訪問するなりした場合に、そのようないじめがあったという申し出があつて、そこから学校がすぐ動いて、両方の児童生徒の言い分等を聞き、対応しているという場合はないということではなく、そういう場合があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○3番（安藤義憲君） そういうのがあるという答弁でございますけれども、そういうふうな子どもたちも、一応学校としては把握しているし、不登校児童生徒の範疇に対応として考えているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まさしく30日を超えるからということではなく、そのようないろいろな理由があり、いじめがあつたといった場合に、それは迅速に、早急に対応するというところで、学校は、今、行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それで、平成30年度の児童生徒の問題行動・不登校生徒等云々という文科省の調査結果を受けて、地元紙なんですけれども、仙台市ではいじめ件数が増加している。ほかの新聞では、小中高のいじめは重大事態に最多と載っているという、こういうふうな現状が新聞に載りました。町内の小中学校においては、それはまずないんだろうなと思いますけれども、ただ、先ほどの件数で、残念ながら10月末で60名とふえているという答弁をいただきましたけれども、実際的に、町内の小中学校においては改めていかがなんでしょう。そういうふうな事案は全くないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 議員がおっしゃるように、いじめが原因で不登校になっているという児童が、現在今、現実的に不登校になっているという児童生徒に関しては、今おりません。ただ、不登校に至った中の一つの児童生徒の中の原因として、友達との関係がうまくいかに

なったとか、そのようなことで、やはり学校から足が遠のいてしまっている児童生徒も一つの要因として持っている部分はございます。ですので、学校のほうは、その辺も丁寧に児童生徒の話を聞きながら対応しているところの状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） このいじめや不登校という話は、よく保護者のほうから聞きます。何年生の何クラスの男の子、女の子、あの子いじめに遭ってるんだよというような話もよく聞きます。それで、学校に行ってそういう話を保護者のほうから聞くんだけど、実際、学校として、それは把握していますかというようなことを確認することもありました。また、ほかの学校においては、不登校になっているんだというふうな話も聞きます。そういう保護者の話は、学校としてどういう対応をとるべきなのか。その真偽を確かめるということ、学校としてしているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 児童生徒からいじめがあったということでの本人からの申し出なり保護者からの申し出、それからほかの児童生徒からの報告ということに基づいて、学校はあった場合には、必ずいじめられているよという児童生徒のほうからも話を聞き、いじめていたという児童生徒のほうからも必ず話を聞き、その中で、実際にいじめとして認定をされれば、今度は保護者を呼んで、被害に遭った児童生徒の保護者も、それから加害を行ったという児童生徒の保護者も学校に呼んで話をし、納得をしていただきながら関係を修復をしていくということで、学校においては、必ずそのような対応をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） そうすると、うわさ話は、しょせん保護者間のうわさ話で終わってしまうということなんですか。時間がないので、一応、保護者からの話を学校として、その状態を真摯に受けとめて、その事実関係云々、うわさの出どころ、そういうふうなところを把握して、調査とは言いませんけれども確認することができれば、いじめのことも、あるいは暴力、不登校のことも、割と真剣になる前に解決するのではないかなというふうに思いまして質問させていただきました。

どうも、以上でございます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） 回答はいいんですか。いいんですか。

○3番（安藤義憲君） 回答あるんだったら、お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） やはり、いじめに関しては、実際の当事者以外の方たちが、そのよううわさ話で話をしてしまう、話が出ていく場合もあります。ただ、やはり学校として、やはりこれは全校生徒にお知らせすべきだという場合には、例えば学年集会なり保護者に集まっていたいただいた説明会等も開催しております。ですので、そのよううわさというか、それはお話ですので、ただやはり当事者間での、必ず学校では、いじめというものに関しては対応をさせていただいているのが現状です。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

11時20分再開といたします。

午前11時09分 休 憩

午前11時20分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱2問質問いたします。

まず初めに、このたび台風19号で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

1、防災・減災対策を問う。

全国各地で自然災害が多く発生し、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。その一つが、災害発生時、住民の的確な避難行動をどのように促すかということです。このたびの台風19号で、柴田町も今までにない大規模な浸水被害を受けました。これからは、町民一人一人の防災力強化への意識を高めていく必要があります。

そこで伺います。

1) 柴田町では、地域防災力向上を目的とした防災士の育成を推進し、資格認定を受けた防災士に対する信頼感は年々高まり、地域防災力向上への期待も高まっています。柴田町には、防災士の資格取得者が8月1日現在で6名いると聞きました。その後の防災士養成の進捗状況を伺います。

2) 防災・減災で最も基本となる自助・共助を災害発生時に生かすためには、小さなコミュ

ニティで策定する地区防災計画が極めて有効です。町においても早急に策定すべきではないでしょうか。

3) 平成30年度3月会議で、災害時の備蓄用品として乳幼児ミルクは備蓄していないという答弁がありましたが、避難してくる人の中には、妊婦や乳児もいると思われます。乳児用ミルクも備蓄すべきと思いますが、改めて見解を伺います。

2、児童虐待防止対策の強化を。

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンは、2004年、栃木県小山市で幼い兄弟が虐待の末に亡くなった事件を受け、市民団体が虐待防止の啓発のために考案したものです。2018年度に全国の児童相談所に寄せられた虐待の相談対応件数は、前年度より2万件以上もふえて15万件を超えました。調査が開始された1990年度以降、相談対応件数は28年で過去最多を更新し続けています。また、2017年度には、虐待により50人を超える子どもが命を落としています。本年1月にも、千葉県野田市で女の子が虐待で亡くなるという痛ましい事件が発生しました。

そこで伺います。

- 1) 児童相談所における柴田町の児童虐待の対応件数は。
- 2) 虐待を受け医療的ケアが必要な子どもたちに対し、どのような対応をされていますか。
- 3) 虐待を受け心のケアが必要な子どもたちに対し、どのような対応をされていますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まずは防災・減災対策を問うということで、3点ほどございます。

1点目、防災士の養成ですが、吉田和夫議員の質問にもお答えしましたが、本年8月1日の防災士は8人で、今後は5人が受講予定となっており、本年度養成受講者は13人になる見込みです。防災士の役割は、自助・共助・公助を原則として、地域の減災と防災力向上のために十分な意識、知識、技能を有する者とされ、平時において安全な避難場所等の確認や危険箇所の調査、地区防災計画策定への助言、また地域における防災教育の推進などを行うこととされています。発災時には、これらの情報や知識、技能をもとに災害への対応を行っていただくことになります。

2点目、地区防災計画でございます。今回の台風のように事前に災害が予想される場合にお

いては、地区防災計画に基づく避難行動は命を守る上で有効であると考えております。町には、地区防災組織が全行政区で設置されておりますが、残念ながら、地区防災計画を策定している組織は11地区となっております。日ごろから、自分たちの住んでいる地域にどのような危険があるかを知り、自分の目で確かめるためにも、これまでの水害の歴史や先人たちの教訓を学び、みんなで地区防災計画をつくっていくのは大変大事なことだと思っております。

これまでの災害経験から、立ち退き避難などにおいては近所の声かけが大変有効だったという事例がたくさんありますので、地区防災計画を策定していく中で、地域住民一人一人が自助の意識や地域の防災力を高めていければと思っております。

今後、新しい防災マップを今年度中に全戸配布し、その後、説明会を開催しますので、その際、改めて地区防災計画の策定や地域の顔の見える関係づくりを呼びかけてまいります。

3点目、備品用のミルクでございます。ご承知のように、避難所には差し迫る危険から住民の命を守る一次的な緊急避難所と、大規模な災害が発生し長期的な避難を余儀なくされた方々の生活する施設としての役割を果たす避難所があります。2つ区別してもらわなければなりません。

発災前後においては、多くの職員は災害に備えた警戒準備や、住民の避難誘導や、救助活動、二次被害の防止などに当たらなければならないことから、住民の皆さんには、せめて1日分の水や食料等の持参とともに、乳児用ミルクなどもご持参いただければと思っております。

なお、ご質問の乳児用ミルクについては、製造メーカーや粉タイプ、液体タイプ、栄養成分など種類がさまざま、かつ保存期間は6カ月から1年6カ月程度と、他の備蓄品に比べ短くなっていますし、さらに、日ごろから愛飲しているものが欲しいという多様な乳児用ミルクのニーズもあることから、支援物資による調達で対応したいと思っておりますが、優先避難所においては、最低限の粉タイプの乳児用ミルクは確保したいというふうに思っております。

大綱2点目、児童虐待、3点ございました。

1点目、平成30年度に宮城県中央児童相談所で取り扱われた本町の児童虐待相談件数については、31件となっております。また、児童相談所とは別に、直接町に通告のあった児童虐待相談件数は、24件となっております。なお、同じ家庭の児童について、児童相談所と町の双方に通告があった場合は、それぞれに対応件数としてカウントされますので、中には重複している場合もあります。通告のあった児童虐待の内容としましては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、育児放棄、育児怠慢、看護放棄の虐待種類に分類されますが、心理的虐待が多い傾向にあります。

2点目、虐待を受けた医療的ケアが必要な場合は、打撲、骨折、やけどなど、外傷による身体面と、心に深い傷を負うなどの精神面に対する2つの医療的ケアが考えられます。さまざまなケースで、医療的ケアが必要だと判断される児童に対しては、専門的な医療機関やカウンセラーなどにつながることになります。なお、本町におきまして、現在、虐待を起因とした医療機関がかかわっている児童はおりません。

3点目、町が児童虐待の通告を受理した場合には、まず子ども家庭課内で受理会議を開催します。同時に、児童相談所へ報告や相談を行い、必要な助言を受けます。48時間以内に職員と児童家庭相談員で家庭訪問を実施し、子どもの安全確認を行います。子どもの所在が確認できない場合や、一時保護等が必要と考えられる場合、さらには医学的・心理学的な専門的判定を要する場合などは、速やかに児童相談所につなぎ、必要な措置を講ずることになります。その後は、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において、支援の方針や担当機関との役割分担を設定し、支援を行うことになります。

平成30年度に町に通告のあった24件につきましても、児童相談所で対応したもの、助言や指導を行い支援が終了したもの、学校や保育所など児童の所属機関に見守りを依頼したもの、保健師や児童家庭相談員による家庭訪問を継続して支援するものなど、個別の状況に応じて対応しているところです。心のケアについては、宮城県が各児童相談所に児童心理司を配置するとともに、兼務ではありますが、児童精神科医も配置されております。また、児童養護施設にも心理療法担当が配置されており、集団生活の中での行動観察やカウンセリング等が行われております。今後とも、それぞれの個別のケースに適切な支援が行われるよう、組織内での情報を共有するとともに関係機関との役割分担を明確にしながら連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回、防災士が13名受けるということで、現在が、前の質問のときに平成30年度48人、平成31年度26人で、合計すると、現在のところ39名となっておると答弁を伺いました。そのときに、さまざま、さっき11地区のほうでなっているということなんですけれども、今後、目標が50名というお話もお聞きしましたけれども、今後、町としてはどのように推進していくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 防災士についてですが、お話があったように、今回受講が13名ということで、これまでの取得された方を含めると39人ということになりますけれども、今回、

東北福祉大学のほうで防災士の養成講座があったんですけども、これはことし4回開催されるということで、既に3回目が12月14日、15日、来週開催する予定なんですけど、その後、4回目が最後は3月14日、15日に開催する予定です。そちらのほう、現在のところ、まだ1名しか申し込みいただいてないので、来週に区長会議もございますので、その際に区長さんのほうに、ぜひ推薦いただくように強く呼びかけていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） これからの新しく防災士の活躍というのが、すごく大事になってくると思うんですけども、先ほど町長の答弁のほうから、まだ活躍というか、するところがないということをお聞きしましたけれども、今後、この防災士の役割としては、柴田町では、各地域で推進していくとき、各地域で波があると思うんですけども、それをやはり全区域でなれば一番理想なんだろうけれども、現在、この39名が防災士となれば、自主防災組織には各1名ぐらいずつという平均にはなっていくんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 39名といっても、それぞれお住まいのところが、やはり同じ場所ということもあるので、42行政区に一人一人というふうにはいかないとは思っています。

今回、水害が来る前に、ことし防災士をとられる方が何度か見えて、町のほうに相談に来ました。というのは、自分が防災士をとったんだけど、その活動、いわゆる自主防災組織のほうで学んできたことを取り入れようとしていろいろ働きかけるんだけど、地域でなかなか対応してもらえない、受けてもらえない。やはり地域、地域によって、地域の防災力の意識の高いところは、それなりにレベルが上がっているんですけども、やはり地域によっては、防災士が学んできたことが、その地域で生かせない、そういうジレンマがあるようで、そういう方が2回、3回ほどですか、こちらに来て、今後、地区防災組織のあり方を強化していくためには、どういったことを、私たち学んできたことを生かしていったらいいんだろうという、そういった相談もあったのも事実で、今後、そういったところ、防災士をとってそれを地域で生かす、そのつながが大変重要なことというふうには思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そういう方が進んで町のほうに来て、何とか生かしたいという気持ちがあるということは、すごく大事だと思うんですけども、そういうふうには行政のほうでもいろいろ応援というか、そういうアドバイスとか、そういうのはやっつけらっしゃるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 行政で、私のほうでできることはやっていきたいと思っています。ただ、その方の行政区長さんに、その旨、私のほうでも実際お伝えしました。そうすると、行政区は行政区でそれぞれ区長さんがそう思っても、住民の方が、その役割を果たしてもらえ人がなかなか見つからない、いない、そういうような地域での、区長さんのほうの悩みといえますか、ジレンマみたいなのもあって、なかなか言われているのはわかるんだけど進まないんだという、そういった悩みを区長さんも持っているようで、そういったところですね、行政でできることも限界があるなというふうには感じています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） ある区のほうの自主防災組織なんですけれども、この方の中で、今回、区長さんが推薦して、防災士のあれを受けてみないかとお話があったときに、今まで推薦があったので、お話があったので、何とか受けようということ、今回受けたそうです。それで、その勉強した時点から、もう自分が今まで地域に何の貢献もなく、全然できなかったのが、防災士を取るために勉強してあれした時点で、すごく自分が変わって、何とか自分の区をよくしていきたいということでお話しされておりました。

そして、今回の台風19号が出てきて、すぐに地区で防災士と区長さんと、あと役員の方が集まって、いろいろお話、今回の台風のことで話し合ったみたいなんです。そして、まず自分の区はどうだったのかとか、いろいろな一人一人からお話を聞いて、そして防災の方が中心となって、いろいろお話を聞いて、そしていろいろ地域の周りで、やはりほかの地域ともつながりもないし、各自いろいろ自分のところが精いっぱい、ほかの応援というところまでいかなかったと。

それで、今回やはり反省点としては、やはり最終的には、自分の身は自分で守るというふうには最終的に結果が出たんですけれども、そこまでいくのに、その過程ですか、そこがやはり一番難しいという話がありました。そして今回、こういうふうには自主防災組織をして、やっとなんかこういうふうには区でお話ができ、みんなからそういういろいろな意見を聞いて、今までできなかったことが、いろいろ意見をやって、これから一つずつ区長さん中心にやっとなんかこういうお話があったんですけれども、そうすると、やはり今回の1人1日で、自分が、例えば毛布とかそういうふうには自分がそういう力がつければ、おのずと持っていくというふうな感じになると思うんですね。だから、そこに行くまでの、今回の防災士を中心に地域を強めていくということで、きのうも水戸議員さんのほうから連絡協議会というお話がありましたけれども、そういうのがすごく大事だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 有賀議員さんが言ったように、同じような状況です。いわゆる防災士を取得された方が、日ごろ地区でいろいろなイベントとか役員活動とかをやっている方はスムーズに入れるようなんですが、これまで地域のそういった行事とかも余り参加されない、仕事についているということもあるようですので、それが急に防災士を取ったからといって、地区に入ってみたら、なかなか地区の人との顔の見える関係がなくて、いろいろ孤立してしまっている部分、そういったようなことも感じているというふうにも聞いていました。

ですから、今回やはり防災士を取ったということを機会に、そうやって徐々に地域のほうに入り込んでいって、そして今、有賀議員が言ったように、少しでもいいから、防災士を取って、資格を地域に還元できるのを根気強くやっていくということ、今後、いわゆる連絡協議会は町ですぐにというのもあれなので、もしそれができる前までは、やはり区長会がありますので、そちらのほうで防災士と、あるいは今度防災指導員ですか、防災リーダー、宮城県で養成する、それから各区の防災部等との連携がスムーズになるように、町としても区長さんのほうにそういった相談とか、あるいは呼びかけとか、そういったことをやっていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 補足を、町長。

○町長（滝口 茂君） こういう、人を動かすには、やはり意識の中に意識を変えるという流れがないと、なかなか私は難しいというふうに思っております。近代的な河川整備が進む前は、地域の人たちが自分の地域の水害に対しては、さまざまな手段を使ったり、声かけをして地域を守ってきました。しかし、徐々に国・県、我々が近代的な河川の整備を進めることによって、もうそういう施設を整備すれば安全だということで、今もそういう意識が強くあります。でも、今回のように、短時間に記録的な大雨が降るといのは、もう過去の経験では済まないということを、まず、ここから水防災の意識を変えていかないといけないなど。まずは逃げること。これが基本なんだということを、今回の教訓の一番大事なことではないかなというふうに思っております。

今回、私も指示を出すのにジレンマにあったのは、いかに一人一人に情報を伝えるかと。結局、それは伝えられないと、役所では伝えられない。幾らテレビだ、それから広報車だ、それからエリアメールだと言っても、見ない人は見ないんです。情報を集めようとしないうり届かない。そうであれば、やはり最終的には地域での声かけという以外には、一人一人全員に伝えるのは難しいということになりました。そのときに、既存の組織があるんですね、柴田町には。婦人防火クラブ、全世帯、地域が入っております。自主防災組織、消防団、民生委員・児童委

員さんも活発、それに防災士、防災指導員と組織があるんですけども、一体的な動きには残念ながらならなかったと。これが全て役所の、町長の指示下であれば命令できるんですが、残念ながら、そういうことはできません。ですから、やはり日ごろから町長の要請と各団体のトップの間でコミュニケーションを図って、いざというときは、大変申しわけないけれども、町長の指示に従ってもらいたいという合意をとっておくということが、私は必要なのではないかなというふうに思っております。

そういう具体的な、ではどうするかというと、区長さんにはデジタルの無線が来年度から装備されますけれども、徐々に、例えばですよ、すぐにはいきませんが、婦人防火クラブの幹部、この方々とか、防災士で活躍する方へと情報チャンネルをふやしていくと。それで実際に、雨の降る中、区長さんは一軒一軒声がけしてもらったところもありますが、それは危険なので、電話が通じるうち、携帯電話が通じるうちは電話で、やはりやれるところまでやらざるを得ないのかなというふうに思います。

そのためには、これからは施設には頼れないんだと。役所が云々かんぬんではなくて、役所もこういう団体も、住民も、一緒に防災意識を高めていかないとやれない時代なんだと、もう一度昔に帰るわけではありませんが、自分たちの身は自分たちで守ると、そういう水防災の意識にならないと、形をつくっても形はあるんですよ。そして、役所が悪いとか批判していても、なかなか実際解決できません。

ですから、これからは有賀議員が提唱した地区の防災計画、これが本当に大変大事だというふうに思っております。それは、役所がやれというのではなくて、マイ・タイムラインを含めて、自分たちでやはり最低限やろうと。その雰囲気づくりは役所でやってまいりますけれども、実際は地区の方々がそういうのをやろうという雰囲気をつくって、役所に協力してもらいたいと、そういうムードづくりはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、町長が言ったように、やはり一人一人がそういうふうに意識づけていくというのは結構難しいと思うんですけども、行政のほうも、やはり諦めないで、その都度区長会とかそういうときに話をさせていただいて、そしてあと、今回のごみのほうでも、清住のほうが率先して自分たちでゴミを持っていったとか、そういういい例もありますので、ぜひそういう区長会で、そういう例とかもお話をして、そしてどんどんそういう人たちが多くなるようにして欲しいと思いますので、よろしく願いいたします。

そしてあと、3点目の乳幼児用のミルクが、今まで長期のほうの備蓄としてもミルクは柴田

町ではしてなかったということで、それを今回は、ミルクを柴田町としても取り入れるということなんでしょうか。長期の。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） いわゆる避難所のニーズには応えられないかもしれませんが、ないよりはやはり少しでも準備したほうが心強いのかなと思いますので、粉タイプのやつ、1年半ぐらもちますので、そのスティックタイプですか、そういったものを最低限準備しようかなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 前回の地震のとき、東日本大震災のときには、やはりそういう子どもたちとか赤ちゃんのオムツとか、そういうミルクのことで結構いろいろ問題になったと思うので、ぜひ、そういうふうにミルクを取り入れてほしいと思います。そして、今回は粉ミルクを入れるということですが、これからはそういうふうに電気、水も出ないときは液体ミルクだとそのまま飲めるということで、こちらのほうもできれば、これはそんなに、今回使ったら、今度液体ミルクも今度、今まで海外のほうだったのが日本でもできるようになったということなので、そちらのほうもちょっと参考に取り入れてもらえないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） まずは、粉ミルクを準備しまして、液体タイプについては支援物資ということなんですけれども、その後、また避難する場面ができて、どうしてもやはり液体が必要だという場合には、そのときまた改めて検討したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） よろしく願いいたします。

次に、児童虐待防止の対策のほうに移らせていただきます。

柴田町では、児童虐待がゼロということでしたけれども、柴田町では乳幼児健診で受けられない方というのは、この健診のほうではいらっしゃるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 虐待に関してということで、柴田町のほうでは妊産婦さんの健診から新生児訪問、4か月健診ということで、妊婦からお子さんが生まれてその後まで、健診事業については全員確認をさせていただいております。里帰り等でなかなかこちらに戻ってこない方に関しては、里帰り先の保健師のほうに依頼をして、お互いさまということなんですけれども、現実の赤ちゃんを見ていただいて、支援内容についても結果のほうを送っていただい

てというふうに対応しております。タイムリーに、1カ月以内にできるかというのと、ちょっとその時間が多少ずれることはあっても、必ず現実の赤ちゃんとお母さんのところに会って確認はしています。あと健診も、毎回100%ではございませんので、おくれても確認は全員しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） あと、赤ちゃんの1カ月訪問ですか、それで全戸は回っていらっしゃるんですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 新生児訪問のほうは、全戸訪問をしております。1カ月以内にできなくても、里帰り依頼をして全員を確認しております。平成30年度であれば、新生児訪問、全件未実施だった方は1件もおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町でも、平成28年からですか、ネウボラをスタートしたということで、ゼロ歳児から18歳までのお子さんのほうで、そのままですという、事業を進めてからで新しい事業とかも何点かふえたと思うんですけども、その後、町としてはどのように進んでいるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 子育て世代包括支援センター事業ということで、こちらのほう柴田町子育て支援センターのほうで利用者支援事業ということで行わせていただいております。また、保健センターのほうでは、母子保健型ということで、生まれてから子育てまで切れ目のない支援ということで、事業のほう平成29年7月から実施をさせていただいております。そこで、まず子育て支援センターのほうにつきましては、利用者支援専門員を配置しまして、そちらのほうで事業を対応しているという状況になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回、乳幼児の訪問とか、赤ちゃんの訪問とか、そういうところから、健診のときには、この人ちょっと虐待を受けているとか、そういうあれは見られなかったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 明らかな虐待、身体的な虐待ということであれば、診察をするので体を見ればわかる部分もあるんですが、お母様、初めての不安でどういうふう子育てを

していったらいいかわからないということでの育児不安の状態
で来る方が結構、誰でも初めてというふうなことで多くいらっしゃいます。ただ、お母様方は
非常に順応もしやすいので、このほうがいいですよという伸び、あとお子さんの発育状況の確
認をすると安心して、自分のこの育て方はこれで大丈夫だよという安心感とともに、母親、
父親として非常に成長してきている姿が見えるので、その点では心配は要らないかと。あ
と、ネウボラが始まって非常によかったのが、母子手帳だけでなく父子健康手帳を配ることが
できて、お父さん方もご自身の手帳を見るということができて、大変好評でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今、お母さんの不安のほうがいっぱいということなん
ですけれども、結構多いんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） はい。実際に、母子健康手帳交付のときには、子育て支援を含
めて全員の方に子育てのプランを書かせていただいているんですけれども、その中でも、妊婦
さん、産婦さん、産んだ後の方で非常に色濃い支援をしなければならないというふうに判断し
て書いている方は、昨年度で言えば妊婦さんでは8人の方、あとは産婦さんで言えば12名の方
ですね。その方には、本当に毎月のように訪問するとか、電話をするとか、保健師や、あと子
育て支援センターのほうでかかわりを見てあげてくださいとか、お互いに連携して親御さんと
一緒にプランを決めて経過を見させていただいております。

○議長（高橋たい子君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 子育て支援センターのほうでも、利用者支援事業というこ
とで実施させていただいております。平成30年度に250件の相談ということでお受けをしまして、
その中でも、やはり育児不安だったりしつけ等に心配だということでの相談が153件というこ
とで受けております。

○議長（高橋たい子君） 間もなく正午となりますけれども、このまま会議を続けますのでご了
承ください。

再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 訪問していただいているということなんですけれども、やはり見抜くこ
とという力も必要だと思うんですね、お話をしながら。そういう児童相談所の担当者の専門性の向
上という点ではいかがでしょうか。柴田町では、そういう向上するための勉強会とか、そうい
う児童相談所の担当者の専門性向上のほうではやっているのでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（水戸浩幸君） 児童相談所のほうの虐待に対する勉強会、研修会ということでは実施されておりますので、町の職員であったり、あとは児童家庭相談員であったりというようなことでの出席はさせているところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） これからも結構、先ほどの不安なお母さんたちとか、そういう方もいらっしゃるということで、保健師さんとか、そういう人数というのは間に合っているのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 保健師の人数が間に合っているかどうか、非常に悩ましい問題というふうには思うんですけども、保健師も経験年数が非常に幅広くおりますので、色濃くかかわらなければならないときに、その方の業務を勘案させていただいて個別対応にたくさん行ってほしいというふうに配慮をしているところです。あと、人的には役場全体なのかなというふうに思いますので、私のほうではなく町のほう全体と思われま。
- あと、先ほど済みません、1件訂正をさせていただきます。
- 妊産婦の相談で8件、12件というふうにお話があったんですけども、それは実際の数でして、そこから保健師のほうで、きちんとやれている方でも、ご自身が心配されていた方の人数がその実人数なんですけれども、実際にプランをつくって確認をしなければならない数が、妊婦さんが5名でした。済みません。産婦さんが4名です。それ以外の方は、きちんとされていても、それでもなお気にかけていらした、十分やっても気になっているというお母様方でした。おわび申し上げます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 今回の厚生労働省の調べによりますと、虐待に至るおそれのある要因の第一には、母親の発達障害傾向、あとまた産後の鬱、あと低年齢妊婦さんの状況などが上げられております。そして、第三には配偶者からの暴力、あと養育環境の要因が上げられているというふうに載っておりました。そういう意味でも、今回のゼロ歳からのネウボラを柴田町でも取り入れて、まずゼロ歳からきちんと、赤ちゃんから大人まで責任というか、しっかりずっと見届けるという意味でも、すごく大事になってくると思いますので、やはりそういうのは行政のほうの不安、特に妊婦さんの不安というのは、やはり鬱からとかそういう症状から来ると思うので、しっかりそういうところを見ていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で、一般質問通告に基づく予定された質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時再開といたします。

午後 0時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第3 議案第44号 柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第44号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

この会計年度任用職員、移行するこの制度について、前にきちんと対象となる人に説明をするということだったんですが、皆さんきちんと制度の内容については理解していただけたんでしょうか。それで、今までだと、5年過ぎると次の年はもう採用できないという形を柴田町はとってきたかと思うんですが、今回は、そうしますと、今、働いていただいている方は、そのまま残るとい方がほとんどなんではないでしょうか。

それから、フルタイムとパートタイムの人数について、職種別にどのくらいの方が来年度働く予定なのかお示してください。

それともう一つ、31ページの第28条、公務のための旅行に係る費用弁償があります。今までパートタイムの方は、例えば東京出張等はできなかったと思うんですが、この項目があることによって、これから例えば東京等、要は遠くで開かれる研修会にも参加できる、出席できるということで間違いはないでしょうか。そうすると、例えば先進地の視察なども、会計年度任用職員も正規の職員と同じような出張ができるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） まず1点目でございます。制度の説明会なんですけど、先月、11月に予定はしておったんですが、今回の災害のほうで中止をせざるを得なかったということでございます。ということで、中止ということで、今月、12月末日までには何とか調整をして説明会を再開したいというふうに考えてございます。

臨時職員から残る方ということなんですけど、今、現行の非常勤職員それから任用職員、こちらの方について、今、現行から移行することを考えてございます。新規で公募されてくる方もおるかと思うんですが、今現状の方は、全てそちらのほうに公募できる体制になってございますので、そちらがベースになるのかなと考えてございます。

それから、フルタイムとパートタイムの人数なんですけれども、今、現行からで申し上げますと、フルタイムのほうに移行される方というのは、現行、臨時的任用職員の方がほとんど移行されるのかなということで予定してございます。現在、臨時的任用職員の数でございまして16名ということになってございます。フルタイムに該当する方の非常勤職員の方については229名が該当してございます。12月1日現在です。この非常勤職員の方がほとんどパートタイムのほうに移行されるという予定になってございます。

それから、31ページになりますか、ちょっとお待ちください。

おっしゃるとおり、出張旅費のほうなんですけど、今後、パートタイム、フルタイムの方にも支給されてくるということになってございます。その旅行に係る費用弁償等を支給するということになってございます。これは、これまでも出ておったんですが、ということで。

失礼しました。今までの5年間の縛りというものはなくなっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 説明会がおくれたということで、きっと皆さん、とても不安に思っていたと思うので、何とか年内中に、不安を持つことのないように、しっかりと説明していただきたいと思います。

それで、研修会は行けたんですか。何か臨時さんは行けないからというふうに、前に聞いていたことがあるんですが、行けたのであればいいんですが、これからはしっかりと大丈夫だということなので、安心しました。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） この会計年度任用職員について、最近載った新聞で、対象になりそうな

方の話として、今度は期末手当、いわゆるボーナスをもらえるからいいんだけど、ふだんの給料が下げられて、トータルすると今までとそんなに変わらないのではないかというような意見を述べている方がいたというふうに新聞にあったんですが、柴田町で今度の議案第44号の条例が可決された場合、実際、柴田町で働いている方たちのそういった年収等とといいますか、給料のレベルというのは、実際、どうなるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今、現行の臨時的任用職員並びに非常勤職員の時給単価なんですけれども、仮に事務補助員ですと、現行で830円になってございます。これらを、前にも説明会でもしているんですが、フルタイムの等級ですね、年間の支給額を、月額報酬を時間単位で除したものであるということになっています。ということで、今回、事務補助員で申し上げますと、830円の単価に対しまして会計年度任用職員の単価につきましては897円ということになっています。いずれの職種の公務につきましても、下回るものはございません。全て上の等級に合うように計算したものでの今回の等級に採用させていただいてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

失礼しました。いいですか。答弁漏れがありましたので。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） トータルでわかりやすく説明、シミュレーションがあるんですが、仮に保育士さん、今現行の方で、正規職員ですと年間236万2,553円という金額になるんですが、こちらのほうをフルタイムで採用させていただきますと、年収が231万7,570円ということになります。その差額が、正規職員との差額は4万4,938円、フルタイムのほうがちよっと低いんですが、やや同等の年収額とはなっております。

○議長（高橋たい子君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 申しわけございません。今の比較は、4月から新規採用された方との比較ですね。今、舟山議員がおっしゃるのは、現行からどれくらい上がるんだという話ですね。ちょっとお待ちください。

○議長（高橋たい子君） 総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 済みません。約40万円ほど上がる計算になります。年収です。年収で約40万円、現行の非常勤職員から比較しますと、会計年度任用制度の年収は40万円ほど上がる計算になります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 課長の答弁の最初の、時給が830円だったのがフルタイムで897円、時給が上がるという認識はしたんですが、実際働いている方が、時給単価が上がる分、働く時間を減らされるという懸念というんでしょうか、実際そういう運用というのかな、あり得るということですか。民間とまた役所では違うと思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤 芳君） 今、もちろん非常勤職員の現行の時間数の例を申し上げますと、月116時間以内とか、職種によっては月86時間以内、それから月15日とかいう条件のもとで、今、やっているんですが、これらが会計年度任用職員のパートタイムになりますと、こちらのほうについては、現行の非常勤職員のパートタイムからの移行で、まず報酬に対しても基本はフルタイムほうの給料、報酬を、これを162日間と45分ということの計算で、先ほどの単価が見えるんですが、あとはその職種、業務に応じての対応になりますから、業務の用途に応じて時間の設定が詳細に決定できるということになります。

税法上の関係もございますけれども、その辺の調整もできるというところなんですけど、もちろん業務によっては、それらの条件だけでお勤めいただくということにもいきませんので、業種優先と、時間優先ということになってくるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 同じ新聞に、そういえば全国の地方自治体でこの会計年度任用職員になると、いわゆる人件費が上がるということで、国に対して財源の確保を要請するんだというようなことが記事に載っていたような気がしたんですが、柴田町としては、来年度以降やるんでしょうけれども、財源対策というのがどうなっているかということをお聞きしたいんですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 確かに国のほうに財政措置をお願いしておりますが、今のところ、そういう動きは国のほうではございません。であれば、やはり今ある財源の中から出していかなければならないということでございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号柴田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第45号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第45号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第5、議案第46号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は、既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第47号 柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第6、議案第47号柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号柴田町下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第48号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例

日程第8 議案第49号 令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議案第48号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例、日程第8、議案第49号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例、以上2件を一括議題といたします。

本件2件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

議案第48号の62ページに表がありますが、対象者数というのはどのくらいになるのでしょうか。それから、対象となる方への周知方法はどのように行うのでしょうか。

議案第49号も同じです。65ページに表がありますが、実際には対象者はどのくらいになり、それから対象者の方への周知はどのように行うのか伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 対象者の数ですけれども、国民健康保険税の場合は世帯単位ですので、おおよそ該当世帯数210件というのがわかるんですけれども、固定資産税と町民税につきましては、ちょっと把握するのは困難なものですから、今のところはまだ対象者数は把握できていない状況でございます。

それから周知方法につきましては、今回ホームページと、それから12月15日号のお知らせ版、それから1月1日号のお知らせ版、それと国民健康保険については、対象者がある程度特定できますので、勧奨通知を出す予定でございますので、そちらのほうでお知らせしたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 介護保険料の減免につきましては、現在、想定されます減免対象者、特徴のほうは約400人、普徴のほうは100人と見込んでおります。そのうち、現在り災証明等で把握している人数が456名の方がおります。それから、3月31日まで65歳年齢到達者で被災を

受けた方がおりますので、それを上回る人数が、今のところ減免対象になるかと想定しております。

周知の方法につきましては、こちらで今言いました656人のほうについては直接勧奨して申請をいただくという形で想定しております。65歳到達者のほうについては、これから算定しまして、わかりますので、そちらのほうも勧奨通知という形で申請を行っていきます。

あと、それでもまだ、なおかつ漏れる心配がありますので、それについてはお知らせ版等でご連絡していきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 今の説明ですと、介護保険料のほうは、まず漏れはないでしょう。本人の申請ではなく、町のほうがかかわってなので、そこは心配ないかなと思うんですが、そのほかの町税のほうというのは、申請しないとだめなんですか。ちょっとそこがはっきりわからなかったなので、もう一度お願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） その点につきましては、現在検討しているところなんですけれども、国民健康保険のほうは、ある程度特定できますので、申請されてない方には再度勧奨するなり対応していきたいと思っております。

それから、固定資産税につきましては、基本的に半壊以上の方が対象となる予定ですので、その辺り災証明関係の状況と照らし合わせながら、申請していない方々につきましては、勧奨するなりお知らせしたいと思っております。

ただ、町民税につきましては、個人単位の所得になるものですから、家屋・家財が被害を受けたケースであっても、どなたが申告ないしは減免の申請をされるかというのが、なかなか特定できないものですから、そこはちょっとこれからもう少し検討させていただければと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 被災されて大変な方が、本当に一人も漏れなくきちんと申請できるように、やはり最大の努力をしていただきたいと思います。それだけです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案名を示して行ってください。討論ありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号令和元年台風第19号による災害被害者に対する町税の減免に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号令和元年台風第19号による災害被害者に対する介護保険料の減免に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第50号 柴田町公民館条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第51号 しばたの郷土館条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第52号 柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第9、議案第50号柴田町公民館条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第51号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第52号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例、以上3件を一括議題といたします。

本件3件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。

質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 議案第51号について質問いたします。

この建物は、郷土館、文化伝承館という形で針生さんが設計されたものです。その中のホールを図書館という形で先に使うという形で、先はつなぎの図書館という形で、名前で出発したと思っております。そのときに、文化伝承館を使っていたサークルに対して、図書館は一時的に使用するもので、ホールのところ以外は使わないという話があってスタートしたと私は記憶しております。その条件として、ホールにはくぎ一本打たないという形で、新しい図書館がで

きた場合には、そのまま移転しますという話で始まったと思うんですが、これがいつの間にか、集会室2が図書室として使うという形でできているんですけども、この形でどんどん使っていく、ちょっとその辺を確認したいんですけども、どういうことなのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 集会室2ですよね。そちらのほうは、全てを図書館に使用するというのではなくて、一部分なんですけれども、閉架書庫の問題がございました。閉架書庫の問題で、外に閉架書庫を置くというのは1,000万円以上の相当な金額がかかるということで、あそこは外は無理だろうということで、集会室2のほうを借りるというような形になるんですが、ただ、そこでまだスペース的にはある程度残っておりますので、そこで作業をしたりとか活動したりしている方もおりますので、そういった方々には使用していただくということも考えておりますけれども、ただ、若干のスペースしかございませんので、そこを使用料を取ってお貸しするというのではないということで、今回は削除したということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

大変申しわけないんですが、一部改正という部分の質疑ということでお願いをいたします。

○7番（秋本好則君） ですから、その方向性について確認したいと思っております。

そうすると、これからあそこは自習室とかいろいろあるんですけども、そういったところまで改正の対象になってくる可能性があるということではないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そういうことではございません。今回は、やむを得ずということでやらせていただきましたけれども、皆さんの利用にはできるだけ支障のないような形で進めていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 3つの議案に共通するんですが、使用料のところ、改正前は前3日までに納入してください。今度は前7日までに納入してくださいというふうに改正する予定なんですが、これは何か理由が、説明があったかわかりませんが、あるんですか。

それと、利用者から、3日前を7日前にするということで不都合というか、不便になるとか、そういう意見は出てこないんでしょうか。

以上です。

- 議長（高橋たい子君） 後半の質疑だけでよろしいですか。
- 15番（舟山 彰君） いや、変えた理由を聞きたいんですけども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（藤原政志君） 例えば、7日前までに申請し、使用日の3日前に使用料を金融機関で納入するとなったときに、例えば金融機関によっては、使用日までに納入が確認できないというようなケースも出てきます。それから、利用者の方にとっては、ほとんどの方は利用申請をして、許可してもらって、すぐ納入というようなことで、その場で手続を終わられるという方がほとんどなんですけれども、こちらのほうとしては、確認できない場合は、本来であれば取り消しであったりとか、停止であったりとか、そういった措置をするような規定にはなっているんですね、規則上では。それが、確認がとれないまま過ぎてしまうというケースもあるものですから、7日前ということに今回させていただくと。7日前で、特段利便性に大きく支障を来すということはないものと考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。
- 15番（舟山 彰君） 私がこういう質問したというのは、前、たしかスポーツ振興室という時代に、今の公民館に事務所というか、実際にいて、そこで体育施設なんかを利用する人は、そこで納めるとか何か、会計処理のことを、何か、私が行ったときか、そういう町民の利便性もということで、そういうような質疑応答があったということを記憶していたものですから、まず今ので、この3つの議案に出てくる、しばたの郷土館とか、全部、町民が銀行に入金しなくてはだめということなんですね。その建物でも、例えば利用申し込みに行った時点で、ここでお支払いしますというようなことは全くなく、銀行に入金になったかを確認するために、3日前を7日前に変えるという、そこをもう少し事実というんですか、確認したいんですけども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（藤原政志君） 使用料を納入する場合は金融機関でなければだめだということではございません。もちろん、例えば槻木生涯学習センターに申請に行きました、それで許可を受けました、その場で施設の中で使用料納入ということもできるわけでございます。それで、申請期限が7日前までということになっておりますので、7日前までに申請してそのまま納入していただければ、何ら問題ないということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。
- ほかに質疑ありますか。

○議長（高橋たい子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論に当たっては議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号号柴田町公民館条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第51号しばたの郷土館条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第52号柴田町農村環境改善センター条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第53号 柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第12、議案第53号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第53号柴田町道路占用料条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第54号 令和元年度柴田町一般会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第13、議案第54号令和元年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、まず債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。

歳出については、まず1款議会費113ページから4款衛生費123ページまでで、次に6款農林水産業費123ページから11款災害復旧費132ページまでといたします。

なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。

質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

111ページの寄附金の2目ふるさと応援寄附金、補正額が1億5,000万円で、一般質問の中でも町長が答弁されていたかなと思うんですが、もう少し詳しく、1億5,000万円もの見積もりをしたというところの説明をお願いします。

それと、各事業ごとに全体にふえているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 今回、ふるさと柴田応援寄附金ということで、当初予算5,000万円だったのを7月会議で増額補正しまして、現計予算額2億円で見込んでおったところでございます。現在の寄附の状況、きのう町長答弁で申しましたように、11月現在で昨年度実績を超えまして、11月30日現在で約2億3,800万円になっているということでございます。

例年、ふるさと寄附の場合は12月が一番寄附のピークの月となります。昨年の実績で言いますと約47%、9,518万円寄附があったということも考慮しまして、来年3月までの寄附額3億5,000万円と見込んで、今回増額措置したという内容でございます。

それから、事業ごとにふえているのかということで、総じてふえております。一番多いのは、

自治体にお任せということで、約73%ですけれども、1億7,297万6,020円でございます。ちょっと事業ごとに申し上げたいと思います。

寄附額の多い順に申しますと、次に教育に関する事業ということで2,048万9,000円、3番目が桜のまちづくりに関する事業ということで1,851万円、4番目が福祉に関する事業1,063万円、5番目がまちづくり（地域づくり）に関する事業ということで580万円、6番目が学校給食センター建設に関する事業577万5,000円、次が図書館建設に関する事業204万5,000円、最後に総合体育館建設に関する事業で89万円でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで、総括と歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に入ります。

まず、113ページの議会費から123ページの衛生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） 115ページになります。2款総務費12目渉外費19節負担金の姉妹都市締結40周年事業に係る負担金です。30万円載っていますけれども、北上市との交流については、定期的な議会同士の交流とか、少年野球を通しての交流、さくらマラソンへの参加、ゴルフ大会の相互における参加などを承知しているところではありますが、そのほか交流実績がありましたら教えておいていただきたいというふうに思います。

また、記念事業をいつどこで、どのようにといった内容の概要がわかれば、わかる範囲内で説明をお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 北上市と姉妹都市を締結しまして、来年1月25日をもって40周年を迎えるということでございます。交流事業の内容でございますが、議員おっしゃられた以外にやっているのかということで、ちょっと小さいところで言いますと、町の職員、野球部あるいはバレー部が試合をすることによって、交流を図っております。

それから、今までの経過で申しますと、30周年のときに、節目のときに、ちょっと交流の打ち合わせをした際に、民間レベルでの交流をもう少しやったらいいのではないかというお話があった中で、自治会レベルでの交流ということで、柴田町からは上川名地区、それから北上市のほうからは黒岩地区の自治会同士の交流ということで、23年と24年にわたって自治会レベル

で交流をやったということもございます。

それから、2点目が交流の内容ということでございます。日程的には、来年1月の10日を予定しているところでございます。これは、10周年の節目のたびに行き来しまして、それぞれのきずなを深めてまいったところでございます。10周年のときには柴田町で、20周年のときは北上市で、30周年は柴田町でやったので、今回40周年は北上市のほうで行うような形になります。

それで、1月10日、日帰りでやることを予定しております。具体的な式典日程とかは、今回、北上市さんのほうで準備を進めるということになりますので、詳しくはこれからになります。

それから日程ですね、私、1月10日と申しましたが、2月10日の誤りでございました。大変申しわけございません。

それで、人数的には、前までの経過等も踏まえまして、町からあるいは議会からということで、あとは町民の方を含めて大体三十数名で、バス1台で行くことを予定しておるわけなんですけれども、そういったことで、式典の内容についてはこれからということになります。

ちなみに、30周年をやったときのプログラムでは、交流の経過報告など姉妹都市を再宣言して、首長さんの挨拶の後、議会のほうから祝辞をいただき記念品交換をして懇親を図ったという内容でございました。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかにありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 114ページの上のほうに8節報償費ふるさと柴田応援寄附報償が7,164万円、その下の委託料の下の方にふるさと寄附金業務委託料2,389万7,000円、その下の使用料及び賃借料355万5,000円、ふるさと寄附金決済等システム利用料、これら3つが、先ほど、今後1億5,000万円ほどふるさと納税がふえるという見込みというか期待に対し、費用が、これ細かく計算すると約9,900万円、1億円になるんですが、今回、一般質問で町民目線という言葉が出てきたと記憶していますが、町民がこれを見たら、1億5,000万円集めるのに1億円費用をかける。何か効率がよくないのではないかと、私は思うんですけれども、担当課長に前も同じような質問をしたことがあると思います。意外と費用がかかるんじゃないかって。今回も、もしも町民からそう聞かれたら、どうお答えになるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 歳入見込みでは、約3億5,000万円ということでお話しさせていただきました。なかなか寄附の見込みの難しいところがありまして、いわゆる議員さ

んおっしゃられた報償費、使用料及び賃借料等は、主にポータルサイトに支払うお金でございます。このポータルサイトには、寄附があった翌月の大体中旬から20日ぐらいには支払わなければならないということで、3億5,000万円に相当する金額からすると、若干多目の金額で試算はしております。と申しますのは、やはり3億5,000万円というのは、恐らく柴田町を応援してくださる方がこれぐらいいらっしゃるだろうと見込んではある中での歳入なんですけれども、実際にそれより多目の寄附があった場合に返礼品の支払いとかが立ちいなくなるということもありまして、少し上積みの金額でございます。ですから、トータルで計算すると、そういった見方もあるんですが、実際に寄附に応じた額に見合った額でもって支払うということになります。使わなかった分は当然減額するということになります。

それから、大体、今までの報償費の考え方なんですけれども、大体、寄附の3割以内で柴田町はおさまっているわけなんですけれども、送料を含めた額、大体35%ぐらいなんですけれども、計算からすると、大体今までですと35%相当が返礼品にかかる額ということになります。今回はちょっと多目に試算しているということでご了解いただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 補足を町長。

○町長（滝口 茂君） 町民の方に、ぜひ、もうそろそろ正しくお伝えいただきたいと思います。

柴田町は、先ほど言ったようにふるさと納税で一般財源が入ってきているので、いろいろな道路整備とか観光政策ができています。ここを忘れて町民に言うとなんか何だとなりますけれども、1億円かけて1億5,000万円収入が入れば、一般財源として2,500万円使えるんだということを話してもらえば、その町民の方でも、へそ曲がりでない限り納得すると思います。私は、300万の経費をかけたなら310万稼ぎなさいと、そうすると10万円、そのうち5万円は使えますと、極端ですが。これが1つ。

それから、返礼品ははらからさんの牛たんということでありますので、報償費ははらからさんの売り上げ、それから地元のお米、そういう売り上げにもつながっていると。二重の意味で大変大事なお金だということを、そろそろ町民の方に、もう何回も言っているのですが、どの町民だかわかりませんが、議員からもそろそろ伝えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 済みませんが、担当課長の最初の答弁のときに3億5,000万円とかと、私が聞いたのは、今後1億5,000万円ふえるであろうという見込みでの補正予算の計上で、費用のほうは、さっき私が細かく計算したら1億円になるのではないかというのは、この1億

5,000万円ふえるのに対しての費用が、こういう7,164万とか2,389万7,000円とか、そういうことですね。その点をまず確認したいんです。課長の答弁は、3億5,000万円がどうか何とか言っていますが、今後1億5,000万円ふえる見込みであろうと、収入のほう、そういう補正に対して、費用のほうはこういう7,100万円幾らという、まずちょっとその点を確認したいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 歳入で1億5,000万円ふえるということで、トータル的には3億5,000万円ということでの見積もりになります。それにかかる返礼品とかの支出の割合、トータル的に、これからかかってくるのを、今までの額に増額補正して、多少、少し上積みになる分を含みましてこの額を補正させていただいたという内容でございます。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） これは質問でなくて、私の要望に近いかもしれません。自治体にお任せの部分が多いと、先ほど白内議員の質問に対して答弁があって、私としては、今回の台風の被災者に対して、なかなか町単独のいろいろな助成制度ができない、義援金からお見舞金を6,000円出すと言ったんですか、本当なら、このふるさと納税のお任せの分から、私からすると一円でも多く被災者のためになるようなことをやってほしいと、なかなか制度上難しいとかというのがあるかもしれませんが、それを要望して終わります。

○議長（高橋たい子君） 答弁はよろしいですか。

まちづくり政策課長、どうぞ。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 大変失礼をいたしました。

今回、いつもと違うのは、台風19号に係る災害支援の寄附ということでもあったわけなんです。それは柴田町にもありました。その内訳は411件、377万円ほどありましたので、こちらの分の金額は、やはり寄附された方の意思を踏まえて、当然、災害のほうに使う形での執行になります。あとは、全体の中での考え方で振り分けということになります。

○議長（高橋たい子君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 簡単に言わないでもらいたいですね。今回の予算書、一般財源で8億円使っているんです、8億円。もちろん、これは被災者のために使っている一般財源ですから、そこに充当させていただくということをもってもらわないと、何か8億円の一般財源を使わないで、そして何も手当てをしていないというようにとられますけれども、災害に遭った方には、一般財源で8億円、柴田町は出していると。その予算を、今、お願いしているということも伝

えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

同じページ、114ページなんですけど、3目情報政策費の中の13節委託料、ここに財務会計システムの委託料が入っているんですけど、これは、先ほどの任用制度が変わったということに対応させるためのシステム更新費用なのかということをお教えいただきたいと思っています。

それと、14節の使用料及び賃借料の中に、情報系パソコンリースが167万円マイナスになっていますが、このマイナスになった理由についても教えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間雅博君） 失礼いたしました。

まず、財務会計システムの会計年度任用制度に係る委託料ということで、これは、改修の概要としましては、地方自治法の施行規則で定める歳出予算の節区分、7節の賃金があるんですけども、これを削除することに伴いまして、以下8節の報償費以降を繰り上げることに伴うシステム改修ということになります。当初予算、編成データの科目の変換ということで節が廃止になる年度の前後で節を読みかえて複写するような形になりまして、そういった内容、その他財政課で利用する決算統計システムのバージョンアップを含みます。工期が来年の1月から来年の3月までということでの計上内容でございます。

それからもう一点は、情報系の減額ですね、167万7,000円ということで、こちらは契約額が確定したことによる減額ということでございます。これは、平成26年1月に契約した職員用パソコン、賃貸借期間が終了すると。それから、あわせてマイクロソフト社のサポートが令和2年1月で終了することから、新たに賃貸借契約を締結したところでございます。

予算編成時に、平成31年11月からの契約を予定しておったんですけども、業者がパソコンを調達するために3カ月必要だということがありましたので、当初の期間、少し期間が減りまして、令和2年1月からの契約となったことも原因しておりますことによる減額内容でございます。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

115ページの一番下、13目地方創生事業費の15節工事請負費キッズバイクパーク整備工事ですけれども、詳細説明を求めます。工程はどうなっているか。それから、利用したい住民の声、

よそで利用している住民の声を聞いたかと思うんですが、その声って生かされたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） キッズバイクパーク、今、工事のほうを進めておりますが、まずキッズ遊びの棟の整備についてでございますが、こちらのほうは旧館の2階の宿泊研修棟に関して整備するものでございます。設計が9月末に完了して、それから発注業務等を経まして、今現在、建築工事、電気設備工事、機械設備工事ということで、全ての工事で業者さんが決ましまして、実は、先月末に第1回目の工程の打ち合わせという形なんですけど、今現在は建物の内部解体をしているところでございます。

あと、キッズバイク管理棟の整備に関しても、これは遊びの棟と一緒に建築、電気、機械、それぞれ両方一緒に発注しているという形なので、同じような状況なんですけど、こちらに関しても、間もなく内部の一部解体が始まってくるというような形で、3月末まで工事を終えたいというようなことで考えております。

あと、キッズバイクのコース整備ですね、こちらちょっとございまして、一つには、前にシクラメン等を育ててハウス等があったところの下段の部分、イノシシが荒らして大分ひどかったんですが、今回、イノシシ対策も含めて一部芝張りで考えております。そして、実はこのコース整備に当たっては、キッズバイク及びマウンテンバイクのプロの方に、横浜市のほうからメーカーさんを通じて来ていただいて、いろいろアドバイスを受けました。

当初は、キッズバイクのコースを、その下段の部分の多目的広場に設置するというか、常設でいろいろ考えていたんですが、太陽の村のその他の活用のためというか、子どもたちがいろいろ遊びとかそういうのをするために、キッズバイク専用という形にしてしまうと、そういった使いでがないというお話と、実は、キッズバイクを練習とかをする上では、キッズバイクの管理棟になるバーベキューハウスの前に芝張りされているわけなんですけど、むしろ、あの周りが高低差があったりして非常に楽しいのではないかと。あとは見守りがしやすい。あとは藤棚がちょっといろいろ、今、まだ剪定していない状態にはなっているんですが、6カ所の藤棚があって、そこがお母さんたちとかお父さんたちとか、見守りのスペースにもなるし、いろいろな意味でそういったのを有効的に使ったほうがいいのではないかと。

あともう一つは、その西側というんでしょうか、バーベキューハウスに入るところの、昔、庭園樹組合というところで苗木等を定植していた、仮植していた場所がございまして、ちょうどサルスベリが何本かというか二、三十本ですか、あるような場所なんですけど、あそこもちょっと確認していただいた結果、ちょうどマウンテンバイクも今回入れてくるわけなんですけど、

そういったコースづくりにも、あそこは大体、4,000平米ぐらいあるんですかね、その辺を高低差を利用しながらマウンテンバイクのミニコースをつくったらおもしろいのではないかと
いう提案を受けて、もろもろ受けまして、そちらのほう、今回の補正予算の中にキッズバイク
パーク整備工事という形で入れさせていただいております。

あと、そちらのほうも順調にコースのほう、周辺のコースのほうはちょっとまた別なんです
が、多目的グラウンドの整備に関しては、実は発注して間もなく完成という時期に今回の台風
が来てしまって、今現在、その補修工事等を行って、イノシシ対策とかその辺を含めると1月
ぐらいまでには、そちらのほうは完成できるのではないかと。あとは、周辺のキッズバイク管理
棟周辺、あとマウンテンバイクコースにしても、今年度内には完成する予定で進めているとい
う状況でございます。

ただ、災害の関係で西船迫四丁目から上ってくるメインの通路が、町道が、今ちょっと使え
ないような状態で、今後査定を受けて整備をしていただくということ、できるだけ急いでいた
だきたいと思いつつも、やはり大がかりな工事になるのではないかなと思っておりますし、
あと、実は太陽の村のゲートを上ったところから大体100メートルぐらい上ったところ
か、北側にちょっと崖崩れが起きまして、そちらも今、ガードレールでもって応急的に道を転
落しないようにカバーしている状態でございます。その部分に関しても、本来は下のほうにい
ろいろ、例えばブロックを積んだりとか、いろいろすればよろしいんですが、ちょっとのり足
が長くてお金がかかりそうなので、山側に道をずらそうかなとか、いろいろその辺もろもろ考
えております。

実際、建物、コースも含めてある程度年度内に完成はするんですが、そういったことも含め
て、供用の時期に関しては、当初は連休等をもくろんでおったんですが、もうちょっと後にな
るのかなという形で考えております。

あと、お客様というか利用者の声という形では、まだ正直言って、設計とかハード面に対す
る対応ということで進めておりました。木育棟に関しても進めるべく段取りしていたんですが、
今回の台風等もあって10月から着手できないので、今回また12月中にお声がけしながら、来年、
年度末までには何回か会合を開いて、声を聞くと同時に、何かそういったイベントを考えたい
なと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

次に、123ページの農林水産業費から132ページの災害復旧費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。1番森裕樹君。

○1番（森 裕樹君） 127ページ、10款教育費1項15節工事請負費ということで、槻木中学校テニス支柱改修工事なんですけれども、テニスコート何面で、どのような工事になるか教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 槻木中学校テニス支柱改修工事です。253万円ですが、槻木中学校東側にテニスコート、今4面ございます。テニスコートのネットを張る支柱なんですけど、当初より高さが低くなってしまったと。規定の高さではないネットになってしまっているということで、今回は、既存テニスの支柱を撤去して新たなテニスポストを立て、あとネットを張ってということで、テニス支柱、4面ですので8本の入れかえ改修工事になります。

○議長（高橋たい子君） 時期というのがあったんでなかったでしたか。失礼。

再質疑どうぞ。

○1番（森 裕樹君） そのやる時期も教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 失礼しました。時期なんですけど、やはりこれから冬になりますので、時期的には年度内に必ず終わる形になりますが、学校の部活の兼ね合いもございますので、これから学校と協議をしてやる時期を決めたいと思いますが、2月、3月になるのかなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。10番佐々木裕子さん。

○10番（佐々木裕子君） 佐々木裕子です。

ページ数は125ページの土木費15節工事請負費、町道葉坂7号線ほか橋梁補修工事となっております。これはどういう内容の工事となるのか、その1点と、それから123ページ、災害復旧費の中の15節工事請負費、槻木中学校廊下災害復旧工事、それからその下の同じく15節になりますけれども、工事請負費、船迫公民館災害復旧工事、この内容をお伺いいたします。

ごめんなさい、ページ数間違っていたようです。訂正いたします。132ページですね。失礼いたしました。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 125ページでございます。道路橋梁費の工事請負費です。道路

維持費の工事請負費になります。町道葉坂7号線ほか橋梁補修工事、これにつきましては、入間田の関根堀2号橋、地名でいうと入間田の大婦というところの橋梁の補修でございまして、これは伸縮装置という、伸び縮みする装置と書くんですが、そちらのほうの工事をしたいと考えています。現在、橋梁の健全化の判定で3というのが5橋、残りがございます。そのうちの1橋ということでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 132ページ、槻木中学校廊下災害復旧工事になります。こちらは、槻木中学校の北側の出入り口がございまして、そちらサッシ戸なんですけど、今回の台風でサッシの下から雨水が吹き込みまして、廊下、槻木中学校は木質系の内装になっております。廊下、無垢材の床材が張ってありましたが、無垢材の床材との間に雨水が侵入したことによってフローリングが盛り上がりまして。そういうことで、今回、幅3メートルで延長16メートルほどの廊下、フローリングを改修をするということでの金額になります。

○議長（高橋たい子君） 続いて、生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 132ページ、工事請負費の船迫公民館災害復旧工事の内容でございまして。こちらご存じのとおり、床上浸水30センチほどしましたので、さまざまな修繕が必要になってきました。例えば、床のタイルの交換であったり、カーペットの交換、それから壁のクロス交換、それから壁の中にある断熱材ですか、そういったものも交換をする必要があります。それからふすまの張りかえ、畳交換、コンセントも30センチ水が上がりまして、ちょっとかぶったんですね。そうすると全てについて、こちらのほうは確認、修繕ということになってきます。床材の関係も、取りかえなければならぬものも出てきております。

それから、調理機器であったりとかというのが、実は低い位置にオープンレンジとか設置されているのがございまして。そうすると、機器が水30センチですとかぶるんですね。そういったものも、今、修繕すればいいのか、あるいはもう交換しなければだめなのかというところは、詳細を詰めているところもありますけれども、そういったこともございまして。それから、塗装関係もございまして。ちょっと細かいことを申し上げましたけれども、そのような全体的な修繕が必要になってきている工事でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 初めの葉坂7号線のことなんですけれども、その橋梁の補修で、工事の時間帯というのはいつごろやられているんですか。今実際、日中もやられているのか、ただ

夜中にとめてやるとか、そういう工事内容、時間帯。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この橋梁を使って、実は3軒の家のみが利用しているような、長さが6.8メートルの橋梁なんですね。幅が4メートル50。日中に工事をさせていただきたいということで、地元には説明したいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 132ページのほうの槻木中学校の廊下の工事、それに対しましては、子どもたちの安全に対しては、どういう対策をとっているのか、その1点。それからあと、いつごろから工事を始めて、いつごろまでに終わるかというか、その工期。船迫公民館についても、その工期はいつになるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 子どもたちの安全ということですが、こちらの廊下、通常生徒が通行する廊下ではなく、保管倉庫とかそういうところがありますので、今はバリケードというか、通れないようにしておりますので、子どもたちもそこは使ってはいないということです。

工事に関しても、こちらにも災害査定を受けて、国の補助対象ということでの、まず査定を受けなければなりません。ですので、査定をして国から認めていただいた後にすることになりますので、年明け以降に工事をしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 続いて、生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） 今、教育総務課長からお話もあったように、こちらにも災害復旧関係で、どうしても査定というのが入ってきますので、その査定が年を明けてからということになってきます。まだ具体的に何日だというお話はございませんけれども、それにあわせて工事を発注するというようになってきますので、少しおくれるかなというところで考えております。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。11番安部俊三君。

○11番（安部俊三君） ページ130ページです。10款教育費 2目保健体育施設費13節委託料総合運動場樹木剪定委託料232万1,000円についてお伺いします。

この委託料、主に総合運動場の多目的グラウンドのヒマラヤ杉の剪定が主と思われますが、柴田球場の外野周辺で、球場内にせり出している桜の枝の剪定も含まれているのかどうか確認をしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） 柴田町総合運動場の樹木剪定ですけれども、今、議員おっしゃったとおり、多目的グラウンド西側にありますヒマラヤシーダ、これ63本ありますけれども、これを地上3メートルの位置で芯どめをする。それからあと枝落としをするということになります。それから、桜の木につきましても、まだ一度も剪定はしておりませんで、駐車場内にはみ出しまして駐車スペースが狭くなっているところが幾つかございます。それと、外周の町道にはみ出している桜の枝もありますので、これも切り落とす。それから、今ご指摘のとおり、野球場のレフト側、ライト側、フェンスの上から球場内に入っている枝がございますので、これらも切り落とすという対応になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。6番吉田和夫君。

○6番（吉田和夫君） 6番吉田和夫でございます。

1点だけ、124ページの7款商工費3目コミュニティプラザ管理費15節、JR槻木駅のコミュニティプラザ子メーター更新工事っていうんですか、どんな工事なのか教えていただきたいと思います。この1点です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 槻木駅なんですけれども、今、1施設1契約ということで、町が1本で東北電力さんと契約を行って電気料を支払っているような形になっております。その関係で、JRで使う分、いわゆる事務室ですとか、あと売店とか、そういったJR関係の分については子メーターというものを設置いたしまして、電気料をはかりまして、積算いたしまして、町のほうから請求するような形になっているわけなんですけれども、その子メーターの更新時期が来たということで、今回、更新するものでございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑、大丈夫ですか。

ほかに質疑ありませんか。15番舟山彰君。

○15番（舟山 彰君） 131ページの一番下、土木施設災害復旧費の工事請負費、ここに河川と道路、下には公園というふうにあります。それぞれ何か所なのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 131ページの土木施設災害復旧費の工事請負費でございます。

まずは、上の道路と河川関係でございます。補助対象分が、河川が4件、それから道路が7

件でございます。合計11件です。あとは補助対象にならない単独分というのが含まれています。これは、60件ほどですね。河川と道路を合わせると60件でございます。

それから、公園につきましては、補助対象分が3件です。葛岡山公園1件、船岡城址公園が2件となっています。100メートル離れていれば1件扱いになるんですね。ですから2件という扱いでございます。それから、公園の単独費も含まれてございます。こちらは船岡城址公園、葛岡山公園、それから北船岡の河川公園の遊具も実は災害を受けてございます。こちらが11件でございます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○15番（舟山 彰君） 総額ですけれども、2億8,480万円と2億2,256万5,000円で、総額でいくと公園のほうが6,200万円ほど多いので、私は被害の状況にもよるんでしょうけれども、どういう公園など、どのように直すのかなと、ちょっと疑問に思ったもので、先ほどは何か公園のほうは葛岡山公園と船岡城址公園は、一応2カ所という見方ですか、どういう本当、河川や道路よりもちょっと大がかりな工事になると理解してよろしいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 船岡城址公園はのり崩れした部分、里山ガーデンハウスの下の部分の、いわゆるバリアフリー園路と言われていた部分の原形復旧をしていく。あとそれから、北側ですね、その下になりますが、のり面が崩れた部分の復旧をしていくということです。

それから、葛岡山公園が一番金額が大きいということでございまして、地すべり関連の工事をするようになります。相当、今のところ約1億8,000万円くらい予定されています。いわゆる中間でもって水を抜く工事をします。どこで地すべりの起点が起きているのか、その部分から岩盤と盛土層の間にパイプを差してやるような工事、あるいはそこで水が出ている部分では、ちょっととめるような、いわゆる矢板状のものを差し込む工事、それでもって力を軽減したいという工事。あとそれから、下のほうは擁壁を積んで土を押さえる工事、さらにのり面を安定勾配でもって整える工事、あと園路も相当やられていますので、それを戻す工事ということで、あくまでも地すべり工事プラス原形復旧でもってやりたいということです。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。7番秋本好則君。

○7番（秋本好則君） 秋本です。

132ページの、先ほどから出ておりました11款災害復旧費の中の3項教育施設災害復旧費の

中、その15節工事請負費、槻木中学校廊下復旧工事なのですが、これは現況が頭で浮かばないんですけれども、どういう原因で雨が吹き込んできたのか、それをもとにただ戻すだけでは、また同じことが起こるかもしれませんので、どういう形で吹き込んできて、どういう対策を考えておられるのか。この金額からするとフローリング工事の面積からすると、もう少しふえるような気もするんですけれども、この件について、これからふえる可能性、原因によっては、もしかしたら改修する必要があるかもしれませんので、その辺についてお聞きしたいと思います。

それと、その下の4項の厚生労働施設の中の15節、やはり工事請負費の中の地域福祉センターの空調の関係なのですが、これはまた同じことが起こっては困るんですけれども、復旧だけでいいのか、その原因によってはシステムを変えるなりする必要が出てくるのではないかと思うんですけれども、復旧だけでいいのかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 弘君） まず災害の状況というものなのですが、槻木中学校、先ほど申し上げましたとおり、無垢材のフローリングを組み合わせで廊下に張ってあります。今回、サッシのドアがあるんですが、ドアの下の部分からの吹き込みがありました。その吹き込んだ雨水がフローリングともともとの部材の下に入りました。木ですので、水を含んだことによって膨張して、組み合わせているだけですと盛り上がってしまいました。それからあと、浮いていると。浮いている状態の廊下になっております。

ですので、まず原状復旧ということで、廊下に関してはもう一度張りかえる。その原因となった吹き込みをやはり防止をしなくてはならないのではないかとということで、その部分に関しては単独になるのかなということになるんですが、サッシ戸の吹き込むところに吹き込み防止用のものをつける形で進めたいと思っております。ですので、ちょっと補助対象分プラス補助にならない分も含まれておりますが、これで200万円ということで想定をしております。

○議長（高橋たい子君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域福祉センターの空調機の復旧工事ということですが、現在、灯油ヒートポンプにおいて、こちらのほうの冷暖房の管理をさせていただいております。今回、台風19号により、その空調機器の室外機のほうが水没して壊れてしまったということで、配線コネクタ等も冠水したということで、灯油ヒートポンプを使っていたということから、全面入れかえというふうな形になるんですが、実際に、現在そのメーカー、灯油ヒートポンプを作製

しておりません。ということで、あそこができてから約20年ぐらいたっておりますので、それを電気式の空調施設に変えるということで、復旧のほうの手続を、今とっているところでございます。

ということで、既存の部分の復旧工事にはなるんですけれども、復旧するものがないので、新しい電気式の空調機器に入れかえるという形のものになります。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それでは、中学校のところなんです、吹き込んだ原因というのは、もしかしたらサッシと基礎のコンクリートの間から入っていったという可能性はあるのかどうか。もしそういうことであれば、雨よけとか押さえ、そういった金物が出てくるかもしれませんので、その辺を教えてもらいたいのと、そういう形で吹き込んでいった場合に、多分、直張りではないと思うので、すき間があって、その上にフローを張っていると思うんですけれども、水の入ったところが、それだけでよかったのかどうか。例えば湿気がずっと入って行って、ほかのところ膨れ上がるような可能性が、そこまで考えたのかどうか、それについて教えてもらいたいと思います。

それと、地域福祉センターのほうなんです、これは先ほどの灯油のほうから電気に変えるということは、多分、配線とかそういったキュービクル関係、キュービクルまで要らないかわかりませんが、電気関係のほうも全部これに入っているという形で考えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 弘君） 実際に吹き込んだという原因ではあるんですが、やはりサッシのドアの下から、本当に今までも雨が降って吹き込んだことはありませんでした。今回の豪雨、風を伴った雨で、本当にドアのすき間から吹き込んだ雨水がフローリングの間に入って、このようなことになっております。そして、実際に浮き上がっている、本当に廊下が浮き上がっております。浮き上がった部分プラス歩いてみないとわからない部分が、目視しても普通の廊下に見えるんですが、実際に歩くと浮き上がっているということがわかりまして、今回も、災害査定の中では、事前に相談会があった際には、実際に目視できない部分に関しては、やはりそこが浮き上がっているということがわかるもの、客観的にわかるようにしなくてはならないということをおっしゃっておりますので、実際に浮き上がっているのは、先ほど16メートルと言ったんですが、8メートルちょっとの部分 genuinely 浮き上がっていて、もう歩けない状態になっております。そこからもう1スパン分は、歩くとわかるような感じで浮き上がっているということ

ですので、そこを含めて、そこまで含めてですので、今後、災害査定においては、目視できない部分を認めていただく形の客観的な理由書を、今、作成をしておりますが、そういう形で、今議員さんがおっしゃられたように、そこまで含めて、今回災害復旧をするということで計画をしております。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑ありますか。失礼、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域福祉センターの、今回新しく電気式の空調に直すということで、キュービクルがどうなのかということだったと思います。現在、地域福祉センターのほうキュービクル入っておりますので、そちらの容量変更という形になろうかと思います。

○議長（高橋たい子君） 再々質疑、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 中学校の廊下なんですけれども、経験上なんですけど、多分、雨押さえの下のほうのコーキングが足りなかったのと、そこにいろいろなごみなんか詰まっていたっていったということも考えられると思うので、もしそれが本当であれば、ほかのところでも起こる可能性がありますので、一度点検していただければと思います。これはお願いだけで終わりです。

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ありませんか。16番白内恵美子さん。

○16番（白内恵美子君） 白内です。

127ページの教育費の2目教育管理費15節工事請負費西住小学校特別支援教室改修工事ですが、今使っているところを改修するのでしょうか。別の場所でしょうか。どのような改修になるのか伺います。

それから、132ページの、秋本議員の質疑でも出ていました災害復旧費の中の地域福祉センターの工事なんですけど、地域福祉センターも床上浸水だったんですけど、空調機だけで大丈夫なんですか。もう少しほかのところを改修しなければならないとかというのはなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。最初に、教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 西住小学校特別支援教室改修工事、こちらは、来年度に西住小学校のほうで特別支援学級の知的学級が新設をされることになります。新設であることから、現在の教室ではちょっとできないということで、放送室とホールがある部屋があるんですね。ですので、そちらを改修して特別支援教室に新設をするということで、放送室とホールが一緒になっているところのホールを改修して新しい教室をつくるということになります。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 次に、福祉課長。

○福祉課長（平間清志君） 地域福祉センターのほうも、今回の災害で床上30センチぐらいの床上浸水になりました。すぐにボランティアの方が来ていただいて排水処理、それから泥なんかを排出していただいた結果、特に大きなものは出ていません。ただ畳とか、それからまごころホームのボイラーの配電盤の分がちょっと故障したんですが、配電盤のほうは新しくとか、きれいに清掃したところ復活したということで、そのまま使えるようになりました。そのほかの畳等については、現在、社会福祉協議会との指定管理協定を結んでおりますので、そちらのほうで今協議をしていて、大体30万円ぐらいの修繕費がかかるだろうということで、今、調整をしているところでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） これで歳出の質疑を終結いたします。

これをもって一般会計補正予算に係る全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第54号令和元年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第55号 令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第14、議案第55号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号令和元年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第56号 令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第15、議案第56号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号令和元年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第57号 令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第16、議案第57号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算を

議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は、債務負担行為補正を含め、歳入歳出一括といたします。

質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号令和元年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第58号 令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第17、議案第58号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は債務負担行為を含め、歳入歳出一括といたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号令和元年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第59号 令和元年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第18、議案第59号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本件の提案理由は既に説明済みであります。

これより質疑に入ります。

質疑は収入・支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号令和元年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 常任委員会の休会中の継続審査の件

令和元年度9月会議時総務常任委員会付託

陳情第6号 柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書

○議長（高橋たい子君） 日程第19、常任委員会の休会中の継続審査の件を議題といたします。

令和元年度9月会議において、総務常任委員会に付託いたしました陳情第6号柴田町第30行政区の防災等に関する陳情書については、総務常任委員会委員長から会議規則第73条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、休会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。本件を委員長からの申し出のとおり休会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、本件を委員長からの申し出のとおり休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第20 陳情第7号 学校教材の計画的な整備推進についてのお願い（陳情）

陳情第8号 ライドシェア反対、地域公共交通の充実を求める意見書
採択の要請（陳情）

○議長（高橋たい子君） 日程第20、陳情に入ります。

12月会議において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

いずれも議会運営委員会の協議により配付のみの取り扱いといたします。

○議長（高橋たい子君） 常任委員会の休会中の活動予定の件について連絡いたします。

12月会議後の委員会活動予定については、お手元に配付いたしました内容ですのでご承知願います。

これで12月会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じますが、休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 議長にお許しをいただきましたので、令和元年度柴田町議会12月会議を閉じるに当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げさせていただきます。

今回の会議では、報告4件を初め人事案件11件、条例改正等10件、各種会計補正予算6件の、合わせて議案27件、提案申し上げました全てで原案のとおり可決いただきまして、改めて御礼申し上げます。

また、一般質問では13人の議員の皆さんから18問97項目のご提案等をいただきましたが、そのうちの約8割に上る13問77項目は台風19号関連でございました。国の災害救助法適用となる甚大な被害をもたらした台風19号の猛威に対し、町として行政区長や消防団、自主防災組織の方々、自衛隊等の皆さんなどさまざまな皆様のご協力を得ながら、職員一丸となって対応に当たりました。おかげさまで人的な被害はゼロとなりました。

今般、議員の皆様からは、町の対応の検証を初め避難情報の発信や周知の方法、避難所運営のあり方、消防団の活動、災害廃棄物問題、今後の災害対策としてのマイ・タイムラインの活

用や自主防災組織の活動強化など、さまざまな観点から一般質問をいただきました。今回の議論を通じて感じたことは、被災した住民の方からは、ここまで水が上がるとは思わなかったとの声も聞こえてきましたが、今回の台風19号のように短時間で一気に水位が上がる記録的な豪雨に対しては、これまでの経験は当てにならなくなってしまったこと、また、堤防や排水機場といった河川施設等の能力にはおのずと限界があり、施設では防ぎ切れない水害が今後とも頻繁に発生すること、その際には、自分の命は自分で守るといった意識を持って自発的に避難行動をとることが大切であり、行政はそれを全力で支援するといった水防災の意識の向上が求められます。そのためにも、今後、自主防災組織による主体的な取り組みや活動を通じて、さらなる地域力のレベルアップを果たしていかなければならないと思っております。

浸水被害に遭われた町民の皆様が一日も早くふだんの生活を取り戻すことができるよう、その支援に全力を上げるとともに、補正予算を通していただきましたので、すぐにでも災害復旧事業に取りかかりたいというふうに思っております。

さて、早いもので、平成から令和へと年号が変わったこの1年も残りわずかとなりました。ことしは、第6次柴田町総合計画の初年度でもあり「笑顔があふれ 誇りと愛着を育む 花のまち」の実現を目指して、観光まちづくりや里山ビジネスの振興などの地方創生総合戦略を着実に推進してきました。その結果、国からの資金を活用して観光戦略をした結果、タイ航空の機内誌の表表紙に桜のトンネルを走るスロープカーが載ることになりましたし、また、大手旅行会社エイチ・アイ・エスがタイの日本向け旅行ツアーにさくらマラソンを走る企画を組み、現在募集を始めているようでございます。

また、観光まちづくりによって柴田町の知名度が高まり、柴田町へのふるさと納税が11月末現在で2億3,800万円余りとなり、昨年1年間分の2億344万円余りを既に超えました。私としては、今後3億5,000万円の収入、いわゆる稼ぎを見込みたいというふうに思っております。観光まちづくりで外貨を稼いでいるからこそ、観光事業や安全・安心なまちづくりや生活環境の改善が図られていることを、ぜひご理解をいただくとともに、町民の皆さんにもお伝えいただくと大変ありがたいというふうに思っております。

令和2年度には、いよいよ第2期の地方創生総合戦略がスタートします。都市計画マスタープランや立地適正化計画を作成し、歩いて暮らせる安全で安心なコンパクトな町の創造を目指して歩みを始めたいというふうに思っております。その前に、まずは町の将来を担う子どもたちの教育環境の改善につつまして、現在進めている小中学校の各教室へのエアコンの設置、校舎や体育館のトイレの洋式化、東船岡小学校、西住小学校、柴田小学校、船迫中学校の大規模

改造、槻木中学校体育館等の防災機能の強化など、一日も早く完成できるよう努力してまいります。

最後に、議員の皆様、町民の皆様がご健勝で新年を迎えられることをご祈念申し上げ、ご挨拶とさせていただきますと思います。

どうも1年間ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これをもって令和元年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時48分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和元年12月5日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 4番 平 間 幸 弘

署名議員 5番 桜 場 政 行